

目 次

第 1 号 12月15日（月曜日）

平成26年第4回下郷町議会定例会会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長提案理由の説明	3
平成26年度所管事務調査報告	8
休会の件	9
散会	9

第 2 号 12月18日（木曜日）

平成26年第4回下郷町議会定例会会議録（第2号）	11
議事日程第2号	12
開議	13
一般質問	13
佐藤盛雄君	13
室井亜男君	23
星 輝夫君	30
佐藤 勤君	35
猪股謙喜君	41
請願・陳情	46
散会	48

第 3 号 12月19日（金曜日）

平成26年第4回下郷町議会定例会会議録（第3号）	49
議事日程第3号	50
開議	51
議案第66号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第10号 平成 26年度下郷町一般会計補正予算（第3号））	51
議案第67号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について	53
議案第68号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について	55
議案第69号 平成26年度下郷町一般会計補正予算（第4号）	58
議案第70号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	58
議案第71号 平成26年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）	58
議案第72号 平成26年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	58

議案第73号 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) …	58
議員提出議案第6号 労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書の提出について……………	75
閉会……………	76

平成26年第4回下郷町議会定例会会議録第1号

招集年月日	平成26年12月15日			
本会議の会期	平成26年12月15日から12月19日までの5日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	平成26年12月15日	午前10時00分	議長 佐藤一美
	散会	平成26年12月15日	午前10時31分	議長 佐藤一美
応招議員	1番 星正延	2番 佐藤孔一	3番 佐藤勤	4番 星嘉明
	5番 佐藤盛雄	6番 星政征	7番 猪股謙喜	8番 室井亜男
	9番 山田武	10番 星輝夫	11番 小玉智和	12番 佐藤一美
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星正延	2番 佐藤孔一	3番 佐藤勤	4番 星嘉明
	5番 佐藤盛雄	6番 星政征	7番 猪股謙喜	8番 室井亜男
	9番 山田武	10番 星輝夫	11番 小玉智和	12番 佐藤一美
欠席議員	なし			
会議録署名議員	10番 星輝夫	1番 星正延		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 星 敏 恵	参事兼税務課長 室井孝宏
	町民課長 星 昌彦	健康福祉課長 渡部善一	産業課長 佐藤壽一	建設課長 室井一弘
	主幹兼会計管理者 星 永津子	教育委員会委員長 白石光史	教育長 大竹康隆	教育次長 五十嵐正俊
	代表監査委員 渡部正晴	農業委員会会長 渡部和夫	農業委員会事務局長 湯田真澄	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 大竹義則	書記 室井哲	書記 大竹浩二	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成26年第4回下郷町議会定例会議事日程（第1号）

期日：平成26年12月15日（月）午前10時開会

開 会

開 議

諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

10番 星 輝 夫

1番 星 正 延

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長提案理由の説明

日程第 4 平成26年度所管事務調査報告

（1）総務文教常任委員会

（2）産業厚生常任委員会

日程第 5 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤一美君） おはようございます。

開会に先立ちまして、ご連絡申し上げます。本日の会議が散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第4回下郷町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長から諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、大竹義則君。

○議会事務局長（大竹義則君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆さんのお手元に本年9月定例会から今定例会までの間の議員の皆さんの活動状況を記載して配付してございます。

また、議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。

さらに、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましてもお手元に配付してあります。

以上をもちまして諸般の報告といたします。

○議長（佐藤一美君） これで諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤一美君） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において10番、星輝夫君及び1番、星正延君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（佐藤一美君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの5日間にいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月19日までの5日間と決定いたしました。

日程第3 町長提案理由の説明

○議長（佐藤一美君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に係る議案を一括上程い

たします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成26年第4回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては師走を迎え、大変お忙しいところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

平成27年度の予算編成時期を迎え、国、県並びに関係機関に対する要望活動を中心に、議員の皆様のご協力を賜りましたことに対し心から感謝を申し上げます。

さて、去る11月17日に内閣府が発表しました本年7月から9月期の国内総生産の成長率は前期比0.4%減、年率換算で1.6%の減と、民間予想を大きく下回るマイナス成長となりました。

また、同月25日に発表された月例経済報告では、景気は個人消費などに弱さが見られるが、緩やかな回復基調が続いているとされ、先行きは雇用、所得環境の改善傾向にある一方で、消費者マインドの低下や海外景気の下振れリスクが懸念されるなど、予断を許さない状況が続くと見込まれているとしていました。

さらに、12月8日に発表した7月から9月期の国内総生産の改定値は、物価変動を除く実質で前期比0.5%の減、年率換算で1.9%の減となり、個人消費、企業投資とも振るわず、先月の速報値から下方修正されたところであります。速報値に比べると需要が伸びていないことから、マイナス成長に対し政府は消費を喚起する経済対策を年内にまとめる方針としています。

こうした経済状況の中で安倍総理は、先月21日に来年10月に予定されていた消費税率の引き上げを1年半延期し、平成29年4月に確実に10%へ引き上げることとあわせて、アベノミクスをこのまま進めることについて国民に信を問うことを表明し、衆議院を解散し、14日、投票、開票日とする衆議院議員総選挙が実施されました。選挙の結果につきましては、自由民主党が291議席の確保、連立公明党の35席を加え、326議席を確保、与党が引き続き3分の2の安定多数を確保し、2年間の安倍政権の政策とアベノミクス解散が国民に認められた形となりました。福島県4区では、維新の党の小熊慎司氏が県内選挙区で初めての当選となり、自民党の菅家一郎氏は比例東北での当選となりました。両氏には、引き続き会津地方の発展のため、さらには下郷町の発展のためご活躍いただきますようお願いするものであります。ご当選おめでとうございます。

今後は、地域活性化に向けた地方創生の総合戦略策定も本格化される見込みとなり、各種政策が打ち出されるものと期待しているところであります。地方創生に向けたまち・ひと・しごと創生法案などの重要法案は、さきの臨時国会の最終日に可決成立しております。この法案は、人口減少の克服や東京にいる人口が一極集中している現状の是正に向けて、出産や育児しやすい環境整備や地方における雇用創出を進めることが基本理念とされており、その財源として普通交付税の算出特別枠部門を見直して地方創生枠を設ける案が検討されており、合わせて2,000億円程度の新たな交付金を創設することも議論されています。

今後、国における2015年から5カ年計画の人口減少対策の取り組み方針である総合戦

略が年内にも策定される予定から、本町においても国の総合戦略を踏まえ、県との連携をとりながら、積極的に地方創生に取り組み、地域の特色を活かした町づくりを初めとする3つの柱を基本施策として取りまとめ、進めてまいりたいと考えています。

それでは、前議会以降における主な出来事について報告させていただきます。

今年は、大気の状態が不安定により、10月には台風18号、19号と、引き続き日本への台風襲来があり、特に19号は今年最大級の台風で、日本列島を縦断するコースとなり、本町にも大雨、雷、強風、洪水注意報が発令され、町民には防災無線等により注意喚起を行ってまいりました。担当職員には、朝方まで情報収集に当たり、万全の体制にて対応したところでございます。幸いにして大きな被害もなく、対応することができました。

次に、町内観光地にインターネットを介して、今の下郷町を動画で配信するライブカメラを11月に設置いたしました。設置した箇所は大内宿、観音沼森林公園、湯野上温泉駅、道の駅しもごう、塔のへつりの5カ所、パソコンやスマートフォン等で町のホームページにアクセスすると見ることができます。ライブカメラの設置に伴い、各観光地の天候や桜の開花、紅葉の進みぐあいなどが確認できることから、入り込み客数の増加につなげたいと考えております。

10月26日には、福島県知事選挙が行われ、前知事の佐藤雄平氏の後継者として立候補した前副知事の内堀雅雄氏が当選され、11月12日に就任されました。内堀知事には、震災復興を初め、多くの課題のかじ取り役として大きく期待するものでございます。

次に、下郷の食の堪能ツアーとして下郷町の食の安全をアピールするためのイベント、下郷町の安全食材を食べ尽くそうモニターツアーが県の風評被害対策事業の補助を受け、町商工会の協力を得て企画。下郷町の農産物の安全性と魅力をアピールし、風評被害の払拭をするため、年3回の企画をしました。

第1回目は、10月3日から4日にかけて、群馬県などから参加し、JA会津みなみ下郷支店の出荷倉庫で全量全袋検査を見学しました。参加者からは、福島の米に対する印象が変わった。認識を新たにしたとの反響を得ました。宿泊は、湯野上温泉民宿で町着地型ツーリズム推進事業実行委員会料理研究デザイン部が製作した「ごっつおのおもてなし」から、地元素材の一品料理を提供し、参加者は本町の食材の安全性とおいしさに理解を深めておりました。

10月10日には、第2回目のツアーを開催し、首都圏からの参加者が多く参加され、盛会に終了できました。

最終には、来年の1月23日、湯野上温泉に1泊し、鶴ヶ池の雪下野菜掘り体験やチーズづくり体験をしながら、雪下野菜の料理を味わう体験ツアーを企画しています。

11月9日には、姉妹都市である西東京市と災害時の情報発信に関する覚書の調印が行われました。これは、大規模災害時に町ホームページサーバーが被災し、ライフラインの状況などの重要な情報が発信できなくなった場合に、本町と西東京市が相互にホームページを貸し借りできるようにすることを目的としております。当市は、災害時における相互応援に関する協定を平成17年に締結しており、今回の覚書の調印によってさらなる防災体制の拡充が図られることとなります。

11月16日は、第26回となる市町村対抗県縦断駅伝競走大会「ふくしま駅伝」が開催され、下郷チームは郷土のきずなを胸に、たすきをつなぎ力走しました。これまでの練習の成果があらわれ、チームは昨年より順位を上げる健闘で応えてくれました。選手、スタッフの皆さん、感動を与えていただき、感謝申し上げます。大変お疲れさまでした。

11月22日には、第24回在京下郷会が東京で開催され、議員の皆様方には中央要望と2日間にわたり大変ご苦労さまでした。交流パーティーも約130人が集まり、ふるさとのきずなを深め、旧交を温め合いました。町の魅力を全国に発信していただける下郷ふるさと大使として、新たに3名の方を委嘱しました。委嘱状の交付については、在京下郷の集いの交流パーティーに先立ち、多くの在京下郷会の会員の見守る中、行ったところでもあります。

新たに委嘱された方は、宮城大学副学長の森山雅幸氏、本町のクラインガルテンの基本設計に深くかかわった方です。当大学と町では、今年「連携共同教育推進事業」の実施に関する協定書を締結しております。

次に、日本アレフ代表取締役社長、堀之内英氏であります。堀之内氏は、先代社長のご子息で、先代社長が小沼崎に疎開され、疎開先の本町に工場を設立し、その思いを引き継ぎ、新工場増設をしているところであります。

次、我孫子亘氏であります。我孫子氏は、株式会社ミルインターナショナルの映画監督として、旧落合分校を拠点に地域に根差したふるさとの思いを表現する映画製作活動を行っており、福島の美しい姿を撮り続けている方です。委嘱を受けていただきました皆さんには、下郷町を全国にアピールいただけることとご期待申し上げます。

次に、12月4日には長年の懸案であります倉檜堰改修促進の実現に向けて倉村、楢原両区の区長さんを初め、その役員、倉檜の圃場整備関係の役員の皆さん方にお集まりいただき、倉檜堰改修促進協議会の設立総会が開催されました。会長には、私が選任されたことから、今後役員の皆さんと関係機関との要望活動を行ってまいりたいと思います。議員の皆様方にもご支援いただきますようお願い申し上げます。

次に、12月5日には国道289号、南倉沢トンネル工事の安全祈願祭が行われ、平成29年度の全面開通を目指しております。カーブが多い交通事故多発区間でもあることと、そして地域住民の生活、文化の向上、観光の振興からも早期の供用開始を願うものであります。

それでは、本定例会にご提案申し上げました専決処分の承認1件、条例改正が2件、補正予算5件の計8議案をご提案申し上げますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、議案第66号 専決処分につき承認を求めることについての件であります。専決第10号 平成26年度下郷町一般会計補正予算（第3号）につきましては、衆議院が11月21日に解散され、12月2日公示、同14日に投票が行われますことから、選挙執行に係る経費を専決処分したものであります。地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成26年11月21日に専決いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第67号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件であります。福島県人事委員会勧告に準じ改正するもので、平成26年4月の官民の給与格差に基づく給与改定を実施するために、給与表及び勤勉手当について改めるものです。給与の改定につきましては、世代間の給与配分の見直しの観点から、若年層に重点を置いて改定され、行政職給料表については平均改定率0.18%の引き上げとなっております。特別給の期末勤勉手当については、年間支給月数を0.15月分引き上げ、現行3.90月分を4.05月分とし、引き上げ分を勤勉手当とに配分するものです。実施時期については、給料表については平成26年4月1日からとなり、勤勉手当については平成26年12月1日からの実施となります。今回の改定に伴いまして、給与、諸手当等を補正予算にご提案しているところでございます。

次に、議案第68号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定についての件でございますが、国保被保険者が出産したときに支給されます出産育児一時金が今回制度の見直しに伴い、現行の39万円から1万4,000円を引き上げられ、40万4,000円に改め、平成27年1月1日から施行されるものです。

次に、議案第69号 平成26年度下郷町一般会計補正予算（第4号）の件につきましては、既決予算の総額に2,097万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億9,093万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、町税については所得の伸びによる1,480万2,000円を増額計上、地方消費税交付金についてはこれまでの交付実績に伴い増額計上するものでございます。道路橋梁費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金及び防災安全交付金事業国庫補助金の交付見込みの減額により3,401万円の減額計上するものです。総務費管理費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備補助金として平成28年1月から番号利用がスタートするためシステム整備費として342万9,000円を新たに計上するものです。災害復旧費国庫補助金では、町道大松川音金線の災害復旧費補助金として933万8,000円の増額計上、繰入金では地方路線バス運行委託料の確定に伴い、過疎対策基金からの繰入金として320万円を増額計上するものです。諸収入では、平成25年度療養給付費負担金の確定に伴う支払い超過分を後期高齢者医療広域連合償還金として1,125万3,000円を増額計上するものです。過疎対策事業債につきましては、雪寒機械整備事業の完了に伴い470万円の減額計上、災害復旧事業債については大松川音金線の財源として640万円を増額計上するものです。

歳出につきましては、人件費の予算計上科目、議会費から教育費までの給与、職員手当、共済費、または一般職退職手当組合負担金については職員の給与改定に伴う人件費の増額計上となっております。総務費では、地方路線バス運行委託料の確定に伴い267万9,000円の増額計上、野岩鉄道特別負担金については事業費の減に伴い229万8,000円の減額計上となります。歳入でも説明いたしました社会保障・税番号制度システム整備委託料については447万3,000円を新たに計上するものです。民生費では、国民健康保険特別会計繰出金については国保税の軽減に係る分の保険基盤安定負担金の算定に伴う分と、人件費分として334万円を増額計上するものです。農林水産業費では、会津みなみ農業協

同組合へ、トマト選果場機能増強を図るための事業費 2 億1,150 万円に対して国と下郷町、南会津町、只見町の 3 町で助成するものです。下郷町分の補助金として 303 万1,000 円を新たに計上するものです。土木費については、道路維持費の除雪委託料が労務費の単価アップに伴い 723 万6,000 円の増額計上、備品費については除雪機械購入事業完了に伴い 939 万4,000 円の減額計上となります。道路新設改良費では、歳入でご説明いたしました社会資本整備総合交付金事業国庫補助金の減額に伴い、事業費の組み替えが必要となったことから、委託料を 2,000 万円減額し、工事請負費を 1,200 万円を増額計上するものをございます。教育費では、小学校のコンピューターが今年度リース切れによる更新に伴い、リース料無料期間等があったことから、リース料は 501 万円減額計上するものです。災害復旧費につきましては、歳入でも説明いたしました町道大松川音金線の事業費 1,400 万円を増額計上が主なものであります。

次に、議案第 70 号 平成 26 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の件につきましては、既決予算の総額に 2,201 万7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 10 億 2,145 万1,000 円とするものです。歳入につきましては、保険税の軽減に係る分の保険基盤安定負担金の再算定に伴い、一般会計からの繰入金として 334 万円を増額計上、国保基金繰入金については平成 25 年度の国庫療養費が超過交付であったことから、返還等に係る分を国保財調調整積み立て基金から 2,000 万円を取り崩すものです。歳出につきましては、総務費では給与改定に伴う人件費の増額計上、諸支出金については平成 25 年度の療養費の確定に伴い、国の療養給付費交付金が超過交付であったことから、超過分の 1,864 万6,000 円の変換分を増額計上が主なものであります。

次に、議案第 71 号 平成 26 年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、既決予算の総額に 32 万9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 億 5,040 万3,000 円とするものであります。歳入につきましては、給与改定に伴い地域支援事業分の人件費増額分を国庫、県負担分として増額計上、繰入金につきましては歳出の総務管理費の給与改定の人件費分を一般会計からの繰入金を増額計上するものです。歳出につきましても職員の給与改定に伴う人件費分として増額計上するものをございます。

次に、議案第 72 号 平成 26 年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の件につきましては、歳出について職員の給与改定に伴い 10 万6,000 円を増額し、予備費により調整し、歳入歳出総額には変更ありません。

次に、議案第 73 号 平成 26 年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、歳出について職員の給与改定に伴い 9 万9,000 円を増額し、予備費により調整し、歳入歳出総額には変更ありません。

以上、本定例会にご提案いたしました諸議案につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきましては後ほど所管課長等から説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第 4 平成 26 年度所管事務調査報告

○議長（佐藤一美君） 日程第 4、平成 26 年度所管事務調査報告の件を議題といたします。

この件につきましては、会議規則第73条の規定に基づき別紙のとおり各常任委員会より報告書が提出されておりますので、報告書の写しをもって報告といたします。

日程第5 休会の件

○議長（佐藤一美君） 日程第5、休会の件を議題とします。

お諮りします。12月16日及び17日は議案思考のため、それぞれ休会にしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、12月16日及び17日の2日間を休会とすることに決定しました。再開本会議は12月18日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（佐藤一美君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。（午前10時31分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年12月15日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成26年第4回下郷町議会定例会会議録第2号

招集年月日	平成26年12月15日			
本会議の会期	平成26年12月15日から12月19日までの5日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	平成26年12月18日	午前10時00分	議長 佐藤一美
	散会	平成26年12月18日	午後2時28分	議長 佐藤一美
応招議員	1番 星正延	2番 佐藤孔一	3番 佐藤勤	4番 星嘉明
	5番 佐藤盛雄	6番 星政征	7番 猪股謙喜	8番 室井亜男
	9番 山田武	10番 星輝夫	11番 小玉智和	12番 佐藤一美
不応招議員	なし			
出席議員	2番 佐藤孔一	3番 佐藤勤	4番 星嘉明	5番 佐藤盛雄
	6番 星政征	7番 猪股謙喜	8番 室井亜男	9番 山田武
	10番 星輝夫	11番 小玉智和	12番 佐藤一美	
欠席議員	1番 星正延			
会議録署名議員	10番 星輝夫		2番 佐藤孔一	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 星 敏 恵	参事兼税務課長 室井孝宏
	町民課長 星 昌彦	健康福祉課長 渡部善一	産業課長 佐藤壽一	建設課長 室井一弘
	主幹兼会計管理者 星 永津子	教育委員会委員長 白石光史	教育長 大竹康隆	教育次長 五十嵐正俊
	代表監査委員 渡部正晴	農業委員会会長 渡部和夫	農業委員会事務局長 湯田真澄	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 大竹義則	書記 室井哲	書記 大竹浩二	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成26年第4回下郷町議会定例会議事日程（第2号）

期日：平成26年12月18日（木）午前10時開議

開 議

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 請願・陳情

委員会報告

（産業厚生常任委員会）

陳情第4号 労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書提出の陳情

散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤一美君） おはようございます。

開会に先立ち、ご連絡申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

ただいまの出席議員は11名であります。

1番、星正延君から欠席する旨の届け出がありました。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（佐藤一美君） お知らせします。

本日、本会期中における会議録署名議員として指名している1番、星正延君が欠席しておりますので、会議規則第112条の規定により、議長において、本日の会議録署名議員として、2番、佐藤孔一君を指名いたします。

日程第1 一般質問

○議長（佐藤一美君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 5番、佐藤盛雄でございます。今回は、5項目ほど一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず1つ目は、平成27年度の当初予算編成に当たっての基本方針について5つほどお伺いします。まず1点目は、山積する行政需要に応じてくには大変なご苦労があると思われませんが、来年度の重点事業は何であるのか。各課ごとの政策方針をお示しくいただけますようお願いいたします。2点目は、来年度の予算編成の中に、町長の公約実現のための政策が盛り込まれる予定はあるのかお伺いします。そして3点目として、企業立地団地計画の場所の特定と予算措置をお考えになっているのかどうか。また、企業誘致の行動計画はあるのかどうかをお伺いいたします。次に4点目として新たな観光拠点の整備についてお伺いいたします。既存の観光地のグレードアップと新たな観光拠点の整備が必要であるかと考えますが……

○議長（佐藤一美君） 停電のため、休憩いたします。

電気が復旧次第、再会時間をご連絡いたします。（午前10時03分）

○議長（佐藤一美君） 再開いたします。（午前10時06分）

○5番（佐藤盛雄君） では、1項の4点目の最初から質問をいたします。

観光拠点の整備についてお伺いいたします。既存の観光地のグレードアップと新たな観光拠点の整備が必要であると考えますが、調査等を含め予算措置をお考えになっているのかどうかお伺いいたします。

5点目でございます。防犯カメラの設置については、3月の一般質問でお尋ねいたしました。今後町民の安全、安心を担保するために公共施設等に必要かどうか検討するとご答弁をいただきましたが、来年度予算に計上するお考えがあるのかどうかお伺い申

し上げます。

続きまして、2点目のDCキャンペーンについてお伺いたします。平成26年5月の22、23日の2日間、全国の観光業者62ほどが南会津郡内を現地視察してプレキャンペーンが実施されました。27年4月から3カ月にわたっていよいよデスティネーションキャンペーンが展開されますが、旅行エージェントに何を売り込んだのか、また町独自で売り込みは行ったのかどうかをお伺い申し上げます。

3点目でございます。着地型ツーリズム推進事業についてお尋ねいたします。着地型ツーリズム推進事業については、3年間の補助事業が本年度で終了するわけですが、この事業はかなりの成果が上がったと思われまます。商工会に委託した事業内容は、好評で次年度以降も継続してほしいと思ひます。これは、商工会の会長さん初め、理事の皆さんも同様なご意見でございます。観光誘客と来年のDCキャンペーンを考えますと、県の補助をお願いし、町では次年度の予算措置をするべきであると考えますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

続きまして、4点目でございます。修学旅行の誘致についてお尋ねいたします。南会津郡内の町村は、自然体験をベースにした修学旅行を誘致すると先ほど新聞報道がなされました。只見町では、布沢のブナの森が自然文化遺産のエコパークに指定されました。今後時代の趨勢は自然と向き合った観光が大きなウエートを占めると予想されております。この修学旅行の誘致の方向性は間違いでないし、これは私は歓迎するものであります。

そこで、下郷町でも観音沼周辺を自然体験やトレッキングのできるトレイルを整備し、日暮滝、大峠を含め一体的な整備を図り、伝統的な大内宿や塔のへつりの観光地等を有機的に結びつけ、湯野上温泉に宿泊するといったパッケージを提示することが一つの方法論であると考えますが、町長のご所見をお伺い申し上げます。

続きまして、5点目でございます。除雪時の排雪場所の確保についてお尋ねいたします。12月に入り、除雪車の活躍する季節になりました。除雪オペレーターの皆さんには、深夜から大変な作業に従事しておりまして、深く感謝申し上げるところでございます。除雪の質問をするに合わせて、ここ数日大雪警報が出され、皆さんも本日は早朝より雪かきに汗を流したと存じますが、除雪時の雪の排雪場所の確保は作業の安全と同時に最も重要なこととあります。3月の一般質問では、「シーズン前となる秋口には、行政区長並びに地権者と協議を重ね、場所を特定し、排雪していきたいと考えております」とご答弁をいただきましたが、その後の状況をお示しいただければありがたいと思ひます。

以上5点をご質問申し上げましたが、よろしくご答弁お願い申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、5番、佐藤盛雄議員の質問にお答えいたします。

1番目の平成27年度予算編成について、最初の質問の来年度の重点事業は何か、各課

ごとの政策方針をお示しくださいとのご質問でございますが、平成27年度予算につきましてはご存じのとおり各課において現在編成作業中でございます。また、衆議院の解散により、国の予算方針が通常の1カ月おくれるとの県からの通知があり、国、県の指針が示されていないことから、財源の確保のための情報が不足している状況であります。去る11月12日に平成27年度予算編成に関する説明会開催し、予算編成方針の考え方を示したところでございます。その内容は、税収等の確保に努めるとともに、事務事業の見直し決定による自主財源の確保を図りながら、福祉の向上、基幹産業の振興、教育環境の充実等、住民に寄り添った予算編成となること、加えて交流、創造、定住を基本とした地域振興を図るよう示したところでございます。現在予算編成方針に基づき編成作業をしております。

次に、2点目の公約実現のための政策が盛り込まれているか、予定があるのかのご質問でございますが、私の掲げる3つの政策、「地域の特色を生かした活力ある町づくり」、「安全、安心、健康で暮らせる住みよい町づくり」、「思いやりのある教育と文化の町づくり」を基本として、交流、そして創造、定住を掲げ、住環境の整備や道路網の整備、緊急防災等の整備による安全、安心して暮らせる町づくり、心豊かな人間性を育む教育環境、子育ての環境の整備など取り組みをいたしてまいりました。27年度につきましても引き続き公約の実現を図るため、予算に反映しながら取り組んでまいります。

3点目の企業立地団地計画の場所の特定と予算措置について、また企業誘致の行動計画はあるのかの質問でございますが、場所の特定と予算措置等については町振興計画と土地利用計画、過疎振興計画との整合性を考えて進めていきたいと思っております。また、計画については、策定委員会を立ち上げ、県、国の指導を受けながら策定に向け計画したいと考えております。行動計画についても並行して進めていきたいと考えております。

4点目の新たな観光拠点の整備についてでございますが、新たな観光地の整備と既存観光地のグレードアップ化、あるいは観光拠点としての整備につきましては特に湯野上温泉地域の振興対策の基本計画の策定、調査を実施してまいります。ふくしまデスティネーションキャンペーンを契機に、観光素材の磨き上げや発掘に取り組んでまいります。観光地や観光施設等の詳細な情報発信はもちろんです。受け入れ側対応として観光ルートについても整備が必要と思われ。例えば観音沼から日暮滝、大峠や三倉山へのアクセスとして、自動車用やマイクロバスが安全に通行できるような林道大峠線を終点まで整備することで、山開きの時期ではなく、シーズンを通しての誘客効果が考えられます。また、三本槍や茶臼岳を含めた広域的な那須登山ルートを構築することも可能となってきます。また、湯野上温泉の夫婦岩についても貴重な観光資源と考えておりますので、展望施設の整備など地域住民や観光関係者と合意形成を図りながら今後検討すべきだと考えております。

次に、5点目の防犯カメラの設置についての質問でございますが、防犯カメラは近年犯罪被害の未然防止や犯罪者の検挙に役立ち、犯罪防止において有効な手段と考えています。その反面、個人情報やプライバシーの侵害等も考慮しなければなりませんので、

さらなる検討をしていきたいと考えております。

次に、デスティネーションキャンペーンの質問でございますが、1つには旅行エージェントに何を売り込んだのか、2つには町独自で売り込みはしたのかということですが、ふくしまデスティネーションキャンペーンにつきましては食、花、温泉をテーマに、今年度がプレデスティネーションキャンペーン、平成27年4月から6月までが本番のデスティネーションキャンペーン、平成28年度がアフターデスティネーションキャンペーンとして位置づけられております。今年度は、プレデスティネーションキャンペーンとして、オープニングイベント、全国宣伝販売促進会議、エクスカージョン、クロージングイベント等の事業を展開したところであります。下郷町としては、観光関係者が所属する町観光協会が主体となり、全国宣伝販売促進会議での観光PR、さらに旅行会社県内商談会や現地視察を通して、下郷町の魅力、観光資源やイベントなど受け入れ態勢の充実、観光ガイドの周知や着地型商品などを積極的にアピールしてまいりました。また、観光協会では、独自におもてなしの心を養成する研修会を観光関係者を対象に2回実施いたしました。デスティネーションキャンペーンを通して、旅行エージェントからは下郷町の観光資源や受け入れ態勢等の取り組みに対して高い評価をいただいております。さらに、町といたしましても観光キャラバン等において観光、旅行会社や首都圏住民に対して私みずからトップセールスを実施したところであります。今後はキャンペーンの周知を積極的に行い、おもてなしの心で対応しながらふくしまデスティネーションキャンペーンを盛り上げていきたいと考えております。

次に、着地型ツーリズム推進事業についてのご質問ですが、本事業につきましては国の緊急雇用創出基金事業での着地型ツーリズム推進事業でございますが、町商工会に委託して今年度でちょうど3年目を迎えます。これまでの主な取り組みとして、旅行会社との共同企画の開催、100万年ウォーク、食の安全モニターツアー等の実施をしてきました。下郷町ガイド協会の設立とガイドの資質向上の支援をしてきました。おもてなし料理メニュー、ごつつおの活用促進などが挙げられます。特に100万年ウォークについては、今年は参加者が500人を超えるなど、その成果が着々とあらわれております。今後も体験観光の商品化と商品メニューの提供、6次化加工商品など下郷ブランドの特産品の開発、第二のふるさと構想の推進などについて具体的な事業を計画しています。また、来年度のふくしまデスティネーションキャンペーンに向けても関係機関と連携し、誘客を図るさまざまな事業を予定しております。着地型ツーリズム推進事業の継続については、原則として3年間で事業終了となっておりますが、国の緊急雇用創出基金の実施要領上は継続実施可能となっております。しかしながら、基金の運営上、27年度は県全体で大幅な事業の絞り込みが行われる見込みです。個別事業の賛否を判断する県の審査の段階で高いハードルが課され、最低でも予算の削減は必至で、最悪の場合人件費の削減ではなく、事業の縮小にも影響が予想されます。27年度に向けて現在南会津地方振興局、県雇用労政課と事業継続に向け協議中でございますが、県の補助が縮小された場合でも町としては事業の継続に向け財政支援等をしたいと考えております。

次に、修学旅行の誘致の質問でございますが、各観光地を有機的に結びつけるパッケ

ージを提示してはどうかということですが、その内容は12月9日の新聞報道にありました南会津自然環境学びの人づくり事業かと思いますが、本事業については今後具体的な実施要綱をつくり、進められております。この取り組みは、県からの負担金をもとに管内町村関係者が一丸となり教育旅行の回復を目指すため、自然豊かな南会津地域を自然環境学習の拠点と位置づけ、受け入れ態勢の整備や県内外からの利用促進に向けた取り組み、具体的には宿泊費、交通費、ガイド料、活動費の支援を行う内容となっております。下郷町でも観音沼森林公園、中山風穴地、大内宿の3カ所を自然環境学習フィールドとして設定し、自然の生態系、自然と人との共生、歴史についての学習を予定しています。さらに、体験メニューとして、自然体験を初め農、食体験、工芸体験、文化体験などが助成の対象となっております。下郷町の観光地や滞在可能な着地型観光の取り組みは、誘客や経済効果を初めとしたさまざまな効果が見込まれ、エコツーリズム、グリーンツーリズム商品など交流型事業開発の取り組みは重要なものと位置づけ、積極的に取り組んでまいります。

次に、除雪時の排雪場所の確保でございますが、毎年行政区及び地権者のご理解を得ながら除雪作業に当たっております。本年も関係者の承諾を得ながら、原則的には水田、畑等の耕作地を避け、雑種地、のり面、沢等を排雪場所として確保させていただいております。しかし、昨年のような大雪の年は、緊急避難時に新たな排雪場所のご協力をお願いすることも考えております。なお、やむを得ず一部耕作地を利用させていただく場合には、春先の農作業に支障を来さないよう配慮して考えております。

最後に、冬期間にも安全な通行ができるよう町道の管理に努めてまいります。区長協議会においても説明をして協力をしていただくようお願いをいたします。

以上で、5番佐藤議員の質問についてお答えを申し上げました。

○議長（佐藤一美君） 再質問はありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 再質問申し上げます。

予算編成は、予算編成の方針の説明をして、各課で来年度の予算編成に向けて今準備中ということで、具体的な話が聞けなかったのは残念ですが、町長がそれに申し上げているような、要するに町民福祉のための政策を盛り込んだ予算を編成していただきたいと思っております。

それから、町長の公約の問題なのですが、幾つか昨年度実現されまして、それは効果があるというふうに思っております。さらには、その町長が公約でお約束している中でまだ実現していないものがございますが、それを27年度すぐやるのではなくて、やはりその計画なりあるいは調査なり、そういうものは当然やらないと、任期4年でございますので、もう2年目からはもう具体的なものに入らないと要するに任期中の達成というのは難しいだろうと思って、そのことが27年度はやっぱり入れるべきだと私は思っておる一人なのですが、その辺のご答弁をもう一度さらにつけ加えてしていただければありがたいと思っております。

それから、3番目の企業立地団地なのですが、従来から町長はそういうものの

必要性を訴えておりました、いずれやるのだろうというふうに期待をしております。これもやはりやるのだったら早く、具体的な方向性を示して調査をやるとか、あるいは場所の特定をするということが必要だと思うのです。確かに県の企業立地関係と協議したり、やはりそういう手続等も必要です。土地を求めるにも、例えば農地であれば農振の除外あるいは県の農業会議等に諮ってその許可を得なければならないというような手続ありますので、やはり3年目ですとちょっと遅いと思うのです。ですから、町長、やはり何かのアクションを起こすべきだと。予算にまるっきりこの関係の予算をとらないでは、やはり4年の任期中にある程度の方向性が出ない。だから、これはこれから編成する場合にはやっぱり何らかの調査等の、決定までいかになくても調査を実施するという、これがやっぱり当然必要だと思いますが、その辺のお考えをまたつけ加えて説明していただければありがたいと思います。

次の(4)の新たな観光拠点ということで、湯野上温泉の基本計画を立てるのだということで先ほど申しあげました。また、観音沼から大峠に至る林道大峠線を整備して、そこにマイクロバス等が行けるような道路網の整備も必要だということで、これはもっともな話でございます。後ほど大峠を含めた観音沼の一体的な整備を図るという、修学旅行の点でも申しあげましたが、やはりあそこは無限の自然がありますものですから、やはりあそこは那須の国立公園の中ですので、開発というのは確かなかなか厳しいものもありますが、やはり自然を体験できるような、そういう車の道路の整備も必要なのでしょうけれども、歩いてトレッキングやるようなコース、あそこならもう変化に富んでかなりいいコースができると思うのです。ですから、トレッキングコースをつくって、そして大峠なり三倉、三本槍等を含めた登山あるいは南倉沢に抜けるトレッキングコースのそういうトレイルを整備して観光客を誘致する。この自然体験関係というのは、トレッキング等含めては意外と外国人も、いいコースであれば外国からの誘客にもなると思うのです。日本には今現在1,000万人以上、1,200万人ぐらいの外国人の観光客がいらしております。国では、これを2,000万人までふやそうということで今観光庁あたりが力を入れてやっておりますが、そういうような外国からのお客様も誘致するというには、やはり自然体験のそういうコースの設定というのが必要だと思うのです。

それからあと、湯野上温泉の基本計画立てるといってございまして、湯野上温泉の温泉の質は物すごくいいのです。それから、昔露天風呂がありました。これ結構隠れた人気のスポットなのですけれども、要するにあの川沿いの自然の景観を生かした露天風呂なんかもつくれば結構お客さんも来てくれると思うのです。今年県の震災復興のための外国の県人会等を招聘して1週間ほど県内各地を回った中に、下郷出身の佐藤清一という方がおられます。小松川出身なのですけれども。彼は、北米、カナダ、あそこで露天風呂を含めた温泉開発やっております、グーグルの中にもマイク佐藤、佐藤清一というのを検索すればもうぱっと出てくるような有名な人で、彼の話なんかも聞きますとやはり湯野上温泉の魅力の一つとしてすばらしい露天風呂もつくればかなりのお客さんの誘客になるのではないかというようなことでありますので、湯野上温泉の基本計画をおつくりになる場合にはそんなことも町長、ひとつ参考に入れてもらえばありがたい

と存じます。

それから、防犯カメラにつきましては、確かに広域犯罪、289が開通しまして、道路がよくなれば県内外から多くの観光客が来ると同時に、潜在的な犯罪者もやっぱり入ってくる可能性があるということで、下郷町の町民の安心、安全を担保するにはやはりそういった犯罪が起こらないような、やっぱり抑止効果を高めるためにも私は防犯カメラの設置が必要だということで3月も申し上げました。それで、実際に犯罪起きた場合には、防犯カメラの情報を逐一見ますと犯人の特定に至るといようなことにもなってございます。特に学校とか、あるいは公共団体等にやはりそういったカメラを設置していただければありがたいと思います。学校とか幼稚園、保育所、こういうもののやっぱり弱者を救済する、弱者を保護するという意味でも、やはり特に学校、保育所等の防犯カメラ、その付近にカメラを設置するのが必要だと思っております。確かにプライバシーの問題もございます。ただ、こういった防犯カメラを設置した場合に、常にその情報は一元管理してプライバシーを守ることが当たり前のことでございますので、その辺はその持っている情報がほかに流出するということのないようにすればやはりプライバシーは守れるのではないかと考えております。とにかくこういったことも含めて下郷の町民の安心、安全を担保するにはぜひそういったカメラを設置していただければと思っております。県内の各町村でもこの防犯カメラの設置に向けての流れができておまして、来年度も何カ所かの町村が取り組みをするというような話も伺っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それから、大きな2番のDCキャンペーンは、町長がプレキャンペーンのことにつきましていろいろ本年度やった成果と、あるいは内容につきまして説明いただきました。やはり下郷町に来ていただく、本当のおもてなしで迎え入れる、そして観光客がふえるというようなことでぜひやっていただきたいわけですが、実際プレキャンペーンで実際の今年の観光イベントはもう旅行のパッケージができていっているわけなのです。ですから、ぜひそういったものに今年の内容なんか入れていただいて、よりよい下郷町のそういうプランニングができて、そして観光客がふえればと思っております。

それから、3番目の着地型ツーリズム、着地型の観光につきまして、これは緊急雇用対策の一環で県内での補助事業もやっているわけですが、商工会でも雇用しております。やはり雇用の継続というのが一つは大切なことでありまして、モニターツアーとか100万年ウォークなんかもそういった緊急雇用で雇用した人たちが一生懸命やっておられると。そういう内容を見ますと、かなりやっぱりその雇用者たちは一生懸命やっております。観光客にも好評でありました。それから、下郷町のごつつおというレシピの本ができて、今後各湯野上温泉の民宿、旅館ではごつつおのメニューを共同で同じメニューでお客さんに提供できるような、そういったことの取り組みをしておりますものですから、これからさらに観光客の誘客と下郷町を売り込むためにはやはりこういった着地型のツーリズムあるいはグリーンツーリズムとかいった内容を推進するためにはぜひこの事業を継続してやっていただければありがたいと思います。県の振興局あたりも厳しいかもしれないけれども、何とか予算づけをしたいというような内々、振興局長あた

りのお話ですとそんな話でございますので、ぜひ町長、力を入れてこれの継続をしていただければと思っております。

4点目の修学旅行の関係ですが、これ10月9日の新聞報道にあったと思うのですが、やはり都会の子供たちが、修学旅行に来る場合には従来の観光地、例えば京都、奈良とか、そういったところではなくてやはり自然豊かな、そこで体験しながら修学旅行をしたいというような、そういうニーズも高まっておりますから、ぜひ只見の布沢のブナ林のエコパークとともに、その下郷町の持っている自然をさらに開発して、開発すると言うと問題ありますが、やはり観音沼周辺をあるいはあの辺を中心にした、あるいは中山のその公園ですか、そういったものを結びつけた観光誘客で旅行エージェントに何とか、下郷町もそういう取り組みをしているし、そういうものに対して修学旅行を引っ張っていただけるような努力をしていただきたいと思いますと思っております。

それから、5点目の除雪時の排雪場所、これは今述べられたとおりでございます。確かにその除雪をやる担当者、町でも大変でしょうし、それをやるオペレーターも大変でしょうが、やはりオペレーターは深夜から、きのうなんかは11時間ぐらいやったというような話を聞いておりますけれども、やはり除雪するに頭の痛くないような、オペレーターがやっぱり常に早く作業できるような条件整備というのが必要であるということで、中には本当に田んぼ、畑に雪を入れられるのが困るからということでくいを立てたりしているのですけれども、やはりそういうものはその地区の区長さんと地権者に協議していただいて、それでその場所確保、これはもう本当なかなか頭痛いことですよね。迷惑者ですからね、雪。それから、最近は塩カルも使っておりますから、やはりそういうものが入った畑ですと畑としての使用に問題があるということで、それも嫌われている点がありますが、やはり場所を確保するというのが必要であると思っておりますので、よろしく願いいたします。

それで、その場所確保に関して問題ないのかどうか。話はして確保したと思うのですが、オペレーターが作業をする場合に問題が起こらないのかどうか、あるいは問題点があるところはあるのかどうか、その辺をお答えいただこうと思っております。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、5番、佐藤盛雄議員の再質問についてお答えいたします。

まず、予算の関係の各課の重点事業の関係でございますが、ただいま予算編成に向かって努力しておりますので、現在進行形中なものですから、今のところ確定していませんので、それについては省略させていただきます。ご了承いただきたいと思います。

次に、私の公約の関係でございますが、公約8点ございましたが、6点につきましては26年度実施したところでございます。今後も27年度もその6点について実施していく考えでございます。

○議長（佐藤一美君） 停電により休憩といたします。

再開の時間は、電気の復旧を待ってご連絡いたします。（午前10時44分）

○議長（佐藤一美君） 再開いたします。（午前 11 時 10 分）

答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） まず、最初からお答えします。予算の関係でございますが、各課の重点事業につきましては、当面につきましては編成中です。予算の編成中でございますので、ご了解願います。

公約の実現につきましては、8点ありましたけれども、6点が26年度の予算の計上しております。引き続き27年度も6点につきましては予算の確保をしていきたいと思っております。

次に、公約の残りの2つでございますが、（仮称）湯野上温泉会館の建設に取り組みますということでございますが、これは基本計画の策定の計画を27年度いたします。それから、企業立地団地計画推進につきましては、先ほども第1次で答弁したとおり、計画策定委員会を設置して事業に取り組んでいきたいと考えております。企業立地の関係でございますが、調査、基本計画を先ほどと同じく、策定委員会の中での基本計画と同じく取り組んでいきます。そして、行動も並行に行っていきたいと思っております。既存の観光地については、大峠の林道を整備する考えでございますが、常に通れるような状態にしていくことがこの資源を見ていただくこと大切ですので、その整備を進めていきます。

それから、防犯カメラのプライバシーの関係でございますが、これはさらなる検討をさせていただきます。よろしくご了解を願います。

デスティネーションキャンペーンについては、推進していく考えでございます。着地型につきましては、予算の継続、それからみずから要望をしております。

それから、修学旅行につきましては、誘致に取り組んでまいります。

除雪関係については、問題点があるかと思いますが、個人あるいは各行政区長さんを通して了解をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 再々質問はありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 再々質問を申し上げます。

まず、新たな観光拠点の中で、湯野上温泉の基本計画をお立てになるということで、その中で先ほどの公約の残り2点の中での湯野上の温泉会館ということで話が出ましたが、これはあくまでも基本計画なのか、具体的な建設に向けての予算措置なのか。そして、この内容が決まりましたら、今年が基本計画であれば具体的にいつまでの目標でおやりになるのか、その辺をお願いいたします。

それから、防犯カメラは検討するという、前向きにやるということでご答弁いただきましたが、やはりこれは町長、前向きにやる必要性はあると思っておりますので、例えば来年度具体的にやる、予算をとってやるということまでいかなければ、具体的にやる場

合の前の調査とか、あるいは学校関係、保育所関係あるいは保護者にその必要性はどうでしょうかというような調査をすとか、あるいは場所がどこだとか、そういう調査ぐらいの予算はやっぱりとるべきだと思っております。

それからあと、着地型でございますが、町長、ぜひ県の振興局あたりにあるいは県庁本庁に行ったときその担当部局に強く要請して、ぜひ27年度も引き続きやるような形で予算等の要望活動をお願いしたいと思っております。

それから、除雪に関しましては、確かなかなか難しい問題もございますが、3月の時点では場所を確保するというところでございますが、具体的にまだ話が行っていないというような点もあると思っております。ですから、やはり生活インフラの中で重要な部署でございます。朝起きると除雪してあるのが当たり前の光景に思うかもしれませんが、その間にはオペレーターが深夜から並々ならぬ努力をして道路を確保するというようなことでございますので、その人たちがやはりやりやすいような条件整備をぜひお願いいたします。

それから、快く土地を提供してくれた人には謝礼を支払うというような話もございましたが、その分はやはりなかなか規定で幾ら払うというようなことは決めようがないかもしれませんが、やっぱりある程度協力者にはそれなりの御礼をしていくというようなことも必要だと思います。その点も、その謝礼の件も検討するのかどうかお願いいたします。ですから、オペレーターの話をお聞きすると、現場でやっぱりかなりのトラブルが出ているのですよね。だから、善意でやっていることが何かその地域の人たちに文句を言われて本当に困っているというような話もお聞きしますので、ぜひ前向きなご検討をお願いいたします。

あと、企業団地は、その具体的な行動目標に向かって、27年度は町の第5次振興計画の策定と合わせてやっていくのだということで、これはおやりになるという、前向きな方向性でいくというようなことでご理解していましたが、よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、公約の関係でございますが、基本計画なのか、具体的な取り組みはということですが、基本計画を立て、具体的な取り組みを推進していきます。これは地域の理解がまず必要でございますので、その辺をしっかりと話し合いながら進めていきたいと思っております。

防犯カメラの設置につきましては、調査をすべきと考えております。

着地型については、引き続き要望活動を実施してまいります。

除雪の関係につきましては、これは1カ所、2カ所ばかりではないので、この辺はまだ考慮すべき点があるかと思っております。

企業立地につきましては、議員のおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 答弁漏れはございませんか。

○5番（佐藤盛雄君） ないです。

○議長（佐藤一美君） これで5番、佐藤盛雄君の一般質問は終わります。

次に、8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 8番、室井亜男、一般質問を行います。

3つほどお伺いをいたします。最初に、農業支援について。農家に対する経営所得安定対策と米市場の低価格状況、農業機械貸し付けの利子について町の考えをお伺いいたします。

3年前の民主党政権時代には、米作付に対しては1反歩当たり1万5,000円の補償がありました。自民政権にかわり、昨年と今年は半分の7,500円まで下げられております。農家は非常に苦しい状況です。この苦しい事情を考慮し、南会津町では今年度町独自で1反歩当たり2,500円を上乗せし、所得補償額を1万円にしました。南会津と我が町の違いに農家の方々から我々に問われ、非常に困っております。米の価格は、1等米ひとめぼれ30キロで4,000円、1等米コシヒカリ30キロで5,000円という市場価格で、1反歩10俵とれたと計算すると8万円となるが、手間もかかり、肥料も高騰していることから、非常に経営も苦しくなっているのが現状でございます。このような状況であっても町は米の作付を推進し、基幹作物として推奨するのですか。町の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

また、農業機械貸し付けの利子補給の今年度の実績は、見込みも含めて何件で、どのくらいの額を補助したのでしょうか、お尋ねをいたします。

2つ目に、町道南倉沢野際線についてお伺いをいたします。町道南倉沢野際線の国道289号から町道野際線までの区間が狭過ぎるため、観光バスが1回で曲がり切れなかったり、対向車とすれ違いができないなど、特に紅葉時期には非常に支障を来しているようでありましたが、観光の町として観音沼PRのためにライブカメラの設置をし、誘客を図っているようですが、バスが曲がり切れぬ箇所を改良し、対向車との交通がスムーズにいくように幅員を広くする改良をすとか、退避所を増設するとかして解決をしていただきたいのですが、町の考えをお伺いいたします。

なお、参考までに、観音沼の今年の入込み客数を教えてくださいますようお願いを申し上げます。

3つ目に、コミュニティーセンターの管理についてお伺いをいたします。当町には、体力向上などを目的として多様なスポーツに取り組んでいる方が子供からお年寄りまで含めると相当な人数になると思われま。そのような方々も、特に冬場は町民体育館やコミュニティーセンター、さらには小中学校の体育館などで体を動かし続けている状況であります。そのコミュニティーセンターではありますが、県外の市町村を見てもなかなか暖房つき体育館になっております。その機能には我々町民も喜ばしいことだと聞いてはおりますが、暖房に関しては室温10度C設定で管理されており、利用者も全然暖かさを感じていないというのが利用者の感想であります。そもそも10度Cというのは体に影響を及ぼさないぎりぎりの境界温度であり、国の基準で最も適した温度は18度Cから20度Cとされております。現在の10度Cということではなく、18度Cから20度Cと

いう設定の中で利用させていただければ利用する町民もふえ、町民の健康維持、増進につながっていくと思われま。また、県内でもなかなかない暖房つき体育館となれば、PR次第では町外利用者もふえ、町の経済効果が上がってくることも考えられます。

そこで聞きたい。冬期間の暖房にかかる燃料代は、1カ月どのぐらいかかっているのか。昨年度の実績は幾らかかったのか。

2つ目に、10度Cの設定から18度にした場合の燃料代は、8度が上がるわけですが、どのぐらいの差があるのか教えていただきたい。

また、財政調整基金を相当持っておりますが、どのくらい持っているのか。ためるだけではなく、私の考えは少ない予算で大勢の町民が喜ぶお金の使い方をしていただきたい。町長の考えをお聞かせ願います。

以上、3つほど質問をいたしますが、明快なる答弁をお願いを申し上げて質問を終わります。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、室井亜男議員の一般質問にお答えします。

まず、農業支援でございますが、1つ目の米の作付推進に関するご質問ですが、水稻が町の基幹作物であるということは十分認識しておるところでございます。本年度経営所得安定対策における米の直接支払交付金が10アール当たり1万5,000円から7,500円となりましたが、本町では制度の趣旨を尊重した中で、それに補填するための町農業再生協議会へ1,000万円の補助金を支出し、農業政策の充実を図り、多面的な政策展開及び総合的できめ細かい農業施策を展開しているところでございます。

なお、米価下落については、今年度の米取引価格概算金の下落につきましては来年度精算されますが、標準的な収入価格より販売価格が下回った場合、国では収入減少影響緩和対策、いわゆる米のならし対策の実施を見込んでいるところでございますが、今後町といたしましても町農業再生協議会を通した補助事業等を検討していく考えであります。

2つ目の農業機械等購入貸し付け育英制度であります。本事業も今年度新たに創設した制度であり、農林業者が農林業機械等を購入するための資金をJA会津みなみ下郷支店から新規に借り入れた場合に発生する利息を町が5年間補助する制度であります。本年度トラクター1台の購入にかかわる利子補給が1件実績が上がっております。

なお、利子補給は本年度12月31日まで取りまとめておりますので、確定はしていませんが、数万円程度の補助を見込んでおります。

次に、町道南倉沢野際線についての件につきましては、本町道は昭和60年から平成8年までの期間で国庫補助事業を導入して整備した路線で、町道南倉沢木賊線と町道野際線を結ぶ全延長3.15キロメートル、幅員は5.0メートルの2級町道です。奥地等産業開発道路の認定を受けており、道路規格としては道路構造令における1日当たりの計画通行量が500台以下の第3種第5級道路の指定に基づき、設計速度は時速30キロメートル、最小曲線半径は30メートル、最大縦断勾配は8.0%であり、最小につきましても道路構造令

の規定に基づいて全区間で13カ所設置しておりますが、今後の交通量等を勘案した退避所の設置、拡幅につきましては調査したいと考えております。

続いて、観音沼森林公園の入り込み客数ですが、駐車場が無料となった平成24年度からは統計をとっていないため、直近5年間の入り込み客数について報告いたします。震災の起きました平成23年度が1万3,116人、平成22年度が9万7,448人、平成21年度が4万2,796人、平成20年度が10万1,591人でありました。

コミュニティーセンターの管理につきましては、教育委員会より答弁させますので、ご了解願います。

次に、コミュニティーセンターの管理の中での最後に、財政調整基金の使い方についてのご質問でございますが、今後の予算編成、財政状況を見ながら有効に充当していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 教育委員会教育長、大竹康隆君。

○教育長（大竹康隆君） コミュニティーセンターの管理につきましては、教育委員会答弁ということでございますので、私のほうから説明申し上げます。

まず、8番、室井議員の質問の中で、コミュニティーセンター、冬期間における1カ月当たりの燃料費についてということでございますが、ご存じのようにコミュニティーセンターのアリーナにつきましてはボイラーをたいて温水をパネルヒーターに巡回させて室内温度を上げるという方法をとってございます。その燃料につきましてはA重油を使用しております、昨年の実績で2,500リットル、27万円を支払っております。それで、12月から3月までの4カ月間をほぼ使用しておりますので、4で割りますと月6万7,500円となります。

なお、タンクにつきましては3,000リットルのタンクでございまして、少なくなってきたとき給油するというような方式でございまして、大体年2,500リッターが平均的な使用料ということでございます。

あと、2点目でございますが、10度から18度に上げた場合燃料代は幾らぐらい変わるのかというご質問でございますが、初めにアリーナの暖房設備の内容についてご説明申し上げます。今ほど申しましたように、ボイラーをたいて温水をパネルヒーターに巡回して温度を上げるという方式でございまして、議員の質問にもございますが、今の設定温度は10度でございます。これは、基準といたしまして、身体、運動機能を損なわず、けがを防止する程度の室温ということで、基準値が10度となっております。あそこの施設は、運動施設と、それから集会施設というようなことで、多目的施設でございます。その運動につきましては今の基準の10度ということでございますが、集会の施設につきましては議員おっしゃるとおり18度から20度の温度が必要ということになってございます。今現在温水パネルヒーターのボイラーの目盛りが1から6までの目盛りで5から6の間の目盛りを設定してボイラーをたいております。その温水が大体78度、大体80度前後です。目盛り6のマックスにしますと84度ぐらいまでは上がるそうなのですが、あの施設の室内の温度を上げる設備としては、あのパネルでは18度、20度というのは難しい

かなというふうに思われます。なお、今申しましたようにボイラーをたいて温水を循環させ、温度を上げるという仕組みでございますが、建設時の設計時においては空間的な温度設定ではなくて、運動に影響を及ぼさない温度、10度Cを想定した設計によって建築されたと思われます。

なお、温度を上げる場合の燃料の関係でございますが、参考までにあそこ保守点検業者がおりまして、そこに照会をかけた上で、もし今の状況で1度上げる場合にはどの程度の燃費かというようなことで照会をかけた。その答えといたしましては、施設の面積、構造、それから室内温度、外気温度等々いろんな条件が絡みますので、積算は非常に困難であるというような回答でございました。ですから、今の状態での温度1度上昇の積算は残念ながら算定ができませんでした。それで、まず温度を上げる場合、運動以外の利用についての温度を上げる場合には今の暖房設備ではちょっと無理なので、別な方法を考えるべきかというのが結論でございます。

以上、答弁終わります。

○議長（佐藤一美君） 再質問はありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 再質問をちょっといたしますが、米が非常に安いということで困るわけですが、例えばの例を申し上げますと、例えば農業委員会で設定をしている刈り取り、乾燥までやりますと1反歩当たり2万9,000円。稲の苗を農協から買いますと700円の30、これが約2万1,000円。肥料が1反歩当たり1万円ちょっと。高くなっているということだから、これももう少し高くなっているのかなとは思いますが、こういうようなことを計算しますと約6万以上はかかる。売った金額は、1反歩10俵とったと計算で4,000円掛けますと8万円。非常に農業者はどうしたらいいのだろうかというのが農業関係でございます。先ほど町長、協議会に1,000万円出して、420町歩に対して出したということですが、このごろ通帳に所得補償制度が入ってきているのです。私ももらっていますから、入ってきています。そうすると、この1,000万円の分はもらっていないですね、まだ。もらっていないですね。いつどこで、どういうふうにして払うのか、ちょっとわからないですね。国からのほうのが7,500円分は入っています。このごろ通帳に入りました。ですから、これが1,000万円というのはどこで、どういうふうな予算をとったのかちょっと私わからないのですが、いつどこで、どういうふうなことで払ったか、ここに對してちょっと教えていただきたい。

または、先ほどならし対策ということで、米が基準で下がったらば国がならし対策でどのぐらいに見るのかというのは、これは多分来年の話でしょうけれども、どこでどういうふうにするのか、ちょっとこの辺わかりやすく教えていただきたい。

機械の補助でございますが、トラクター1件ということでございますが、こういうふうなことで例えば中古で買って、やっぱり借りなければ、利子補給ですから、私はこの利子補給ということになると、だったらば機械の見積もりというか、契約を結んだ時点で1万でも2万でもいいから補助金みたいにしたほうがいいのではないだろうかというようなのが、利子ですから、借りなければその補給はメリットがないということでござ

いますので、機械を買った場合に見積もり、または契約をした場合にひとつ補助金という事で、1万でも2万でもいいからその補助金というものに切りかえるというような方法もこれから考えるべきではないだろうか。非常に農家は困っています。ということをお聞きしたいと思います。

あと、2番目でございますが、先ほど町長が2級町道ですとどうのこうのということを行いましたけれども、私の言いたいことはライブカメラを設置して、道の駅から休憩をして大型バスがおりてきて1キロもたないうちに左側に入るという、非常に紅葉の時期には入りやすい観音沼なのです、あそこが。そうした場合に非常に、13カ所ほどの退避所があるということでございますので、私の言いたいことはもう少し道の駅、観音沼、塔のへつり、大内という観光ルートになるわけですが、バスの運転士にとにかく迷惑をかけないような道路づくりをひとつお願いをし、さらにはもう少し調査をしながら新年度予算等でもって退避所等をもう少しできないものだろうか、カーブというものはもう少し取る方法はできないものだろうか、このようなことをお願いを申し上げます。町長の考えをひとつ伺いをいたします。

最後になりますが、教育長から説明はありましたけれども、このコミュニティーセンターがふくしま国体の平成7年の空手道大会を下郷でやるというときに副産物としてあの建物ができたということでございますが、確かに温度が上がらないようなヒーターなのかとは思いますが、もう少しというよりも私は、例えばグラウンドゴルフがあの中で冬1時から3時半まで2時間半借りていると。そうすると、1時になると暖房をつけると。上がるまでまた1時間ぐらいかかるということならば、私はグラウンドゴルフだけではなく、あそこを利用する場合に1時間前に暖房をつけて暖めておいてやる、そして終了逆に30分前、1時間前あたりにその電源を切るという、使い方の方法を少し私は考えるべきではないだろうか。非常に使っている人が寒くて寒くてしょうがないというようなことは実際言っているのです。そういうようなことで、確かに運動をすれば汗もかくでしょうというようなことになったら要らないだろうという考え方でございましょうが、小学校、中学校の子供たち、さらには高齢者というものが非常にあの中で運動をしておられるということならば、使用する1時間前に暖房をつけてやる、終了、やめる30分前にとめてやるという方法もやはり町として考えなければいけない。私の単純な考えでございますが、財政調整積立金と私は比較をしたのは、財政調整積立金が15億も積んであるならば、暖房費けちっているなというようなことを私言いたかったのです。正直な話は、それだったら、今教育長が言われたとおり、2,500リッター、1年間27万円、倍使ったとしたって54万円でしょうと、私から言わせれば。ですから、もっともっと燃料費ぐらい出してやるというのがやっぱり町民ではないだろうかと思っております。運動する人、運動をして結局医者にかかる率を少なくしてやるということならば、私はこういうふうなところにはもう少しお金をかけてもいいのではないだろうか。だったら、例えば始まる2時間前にこの暖房をかけておけとか、やっぱりいろんな方法というものを私は考えるべきではないだろうかと思われま。そういうようなことで、ひとつ暖房費をけちらないで、もう少しつける時間というものをひとつ考えていただき

ますようお願いを申し上げ、教育長の考えをひとつお聞きしまして、3つの再質問を終わります。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

初めに、町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、室井亜男議員の再質問について答弁いたします。

1点目の農業の支援でございますが、農業再生協議会に1,000万を補助したということですので、その内容については担当課の課長のほうから詳しい内容を説明していただければよろしいかと思っております。

私は、単年度の支援でなくて、農業政策を継続して行っていくためにもやはり継続した支援で考えておりますので、そういう事業を取り組んでいきたいと思っております。

また、農業再生協議会から支出する利子補給事業でございますが、議員がおっしゃられるとおり、中古で購入した場合のほうも補助金をどうだという質問でございますが、農業再生協議会のほうで協議しながら決定していただくということが私の考えでございます。

それから、道路の関係だと思っておりますが、野際線に通じる南倉沢野際線でございますが、これは拡幅、退避所につきましては専門技術の調査が必要だと思っております。構造上そういう必要性がございますので、それは予算化して調べていきたいと、こう思います。

では、再質問については以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） ただいまの議員の1,000万円の件でございますけれども、これは町の農業再生協議会のほうに補助をいたしたものでございまして、個人的な部分には入らない部分でございます。

内容ですけれども、米の場合地域間調整等をやっております。その補助あるいは直売所、農産物販売手数料の支援の制度に使っております。さらには、今年度ソバの等級検査が必要になってございますので、等級検査の手数料あるいはその袋代というふうなことで補助をしております。また、パイプハウス等の資材購入支援ということで、これは自然災害、この前8月起こりましたけれども、ひょう害、そういった部分の支援、パイプハウスの破損等への新しくした場合の支援ということで、こういったものを支援、町の農業再生協議会のほうに補助しておりまして、それに該当する部分につきましてお支払いをするというふうな内容になっております。

また、2点目のならし対策のことでしょうかというふうなお話ですけれども、議員ご推察のとおりでございます。これは国のほうの政策でございまして、来年度、27年度4月1日以降から申請が始まります。ですから、申請して、その後に農家の皆さんにならし対策として入金されるというふうなことになろうかと思っております。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 教育長、大竹康隆君。

○教育長（大竹康隆君） 再質問にお答えします。

まず、きのう実は一般質問ございましたので、施設の管理、実際に管理する者からい

ろいろ説明を受けました。その説明の中で、議員ご指摘のとおり反省すべき点がございましたので、きのう係長を通じて事前にどのぐらいの温度のときにはどのぐらいの前に設定すべきかとかを含めまして、マニュアルをつくるようにきのう係長を通じて指示しました。

それから、もう一点なのですが、パネルのヒーターできのう目盛りを、1から6あるわけなのですが、今は5から6の間で設定しているのですが、6で試行しなさいということでもちよっと指示しました。6でしますと、先ほどちよっと申しましたけれども、84度Cまで上がります。ただ、パネルがかなり過熱して、子供なんかさがさわったときにちよっと危険な状態も見受けられましたので、やっぱり事前に早い時間にボイラーをたくべきかなというようなことで指示したところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 再々質問はありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 1点、2点ちよっと聞いてみたいのですが、そうすると先ほど答弁した内容で、米のほうのこの協議会に1,000万円の420ヘクタールに対して、再生協議会となると米とかソバとかの等級だとか何かというようなことで、そうすると普通のこの経営所得安定対策とは関係ないという解釈なのでしょう、これ。ということは、私もこの経営所得安定対策の7,500円に対してはもらったのです。私ももらっている。そうすると、再生協議会ではソバの等級だとか何だとかというようなことで1,000万円どうのこうのということですから、我々の個人的にはお金がもらえないという解釈でよろしいわけですね。町長、そうすると南会津町では今年度町独自で1反歩2,500円、そうすると例えば下郷町でもその2,500円をやった場合には我々も結局国からの7,500円と、これがもらえるようになるわけですね。そうすると、この協議会の1,000万円というのは我々には関係ない。ということは、今回南会津町でやった所得補償制度の2,500円というのは同じという解釈ではない、こういう解釈するしかないでしょうという、この点に対してもう一回ひとつ町長、この点に対してひとつお伺いをいたします。

やはり私が最後になるものですから、それがそれに該当しないということならば、やはり来年も所得補償制度というか、これだけ米が安くなっているわけですから、7,500円の……これ来年はどうなるかちよっと、私もなくなるのではないだろうかという話も聞いているのですよね。南会津町あたりでまた2,500円出すということになれば、それに右倣えをして私もやっぱり、下郷町あたりも出してもらいたい。他市町も同じものですから、我々がやっぱり耳にすることがぼんぼん入ってくるので、田島が出していて何で出さないのだというようなことが我々にも来るのです。ですから、田島でやった場合には、こういうふうなことはやっぱり私はまねをしていただきたいというようなことでございます。

それから、教育長、先ほど私が最初の再質問のときに言いましたけれども、ひとつ早目に、2時間前にやるとかちよっといろんなことをやってみて、ボイラーにけちをしなくて、財政調整積立金が非常にありますから、何とかひとつ早目に暖房をたくという

方法をひとつやっていただきますようお願いを申し上げまして、再質問を終わります。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 室井亜男議員の再々質問の農業支援の関係でございますが、再質問でも申し上げましたけれども、私としてはやはり単年度の支援ではなくて、継続して支援をするということを基本的に思っています。国の農業政策が変わったとしても継続して支援できる方法を考えて、農業再生協議会に支出してあらゆる角度から支援をしていくということが私の基本でございます。

南会津町に倣って支給する措置はどうかというご質問ですが、これは単年度で終わるのか、継続して終わるのか、また直接払いがなくなるということを国の政府は申し上げていますが、それまでなのか、それ以上出すのかということは、私は情報としては持っておりません。しかしながら、町の対策としては継続して支援していくという考えです。農業に対して。そんなことを答弁させていただきます。なお再生協議会で十分協議していただくことが私はよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 答弁漏れはございませんか。

○8番（室井亜男君） はい。

○議長（佐藤一美君） これで8番、室井亜男君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。再開は午後1時といたします。（午前11時56分）

○議長（佐藤一美君） 再開いたします。（午後 1時00分）

一般質問を行います。

10番、星輝夫君。

○10番（星輝夫君） 皆様、こんにちは。議席番号10番の星輝夫でございます。今回も一般質問させていただきます。

なお、今回は3項目ほどありまして、1つ目に消火栓設置基準等について、2つ目にモニタリング検査における野生キノコ、樹実類の出荷販売について、3つ目に観光における既存の地域資源再発見について、この3点を通告どおり一般質問させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

1、消火栓設置基準等について。町民の安全、安心確保には家の近くに消火栓が不可欠と思われるが、そこで伺います。1、消火栓の設置基準はあるのか。設置基準があるとすれば、どのような基準なのか。

2、消火栓の充足度はどの程度か。

3、消火栓未整備地区はあるのか。

4、設置に当たり、要望書の提出は必要か。

2番、モニタリング検査における野生キノコ、樹実類の出荷販売について。1、南会津農林事務所で野生キノコ、樹実類の出荷、販売に関する重要なお知らせとして、放射能のモニタリング検査の結果、採取や出荷、販売の自粛を求めるお知らせを各戸に配布

しております。それを知らずに町外から観光やキノコとりに来た人が制限のかかった野生キノコを食べたり、採取した場合の対策について町ではどのように取り組んでいるのか。また、町外の方へその情報をどのように発信しているのかを伺いたい。あわせて、来年も同じようなお知らせがあった場合どのように対処するのかを伺いたいと思います。

2、樹実とは何を指しているのか具体的に説明願いたい。樹実と果実を区別するなら、果実は米同様に検査が実施されているのか。

3番、鳥獣類に関してはどのような制限があり、どのような対策をとったのかを伺いたいと思います。

3番、観光による既存の地域資源再発見について。来春デスティネーションキャンペーンが行われますが、下郷町の取り組みについて伺いたい。また、下郷町の受ける恩恵はどのような程度でしょうか。

2、町には全国区の観光地がありますが、まだまだ観光資源が埋もれています。もう一度観光資源を見直して滞在型観光を推し進める考えがあるのかを伺います。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、星輝夫議員の質問にお答えします。

初めに、1番目の消火栓設置基準等についての質問ですが、まず消火栓については防火水槽、自然水利とともに重要な消防水利であります。

そこで、1点目の消火栓の設置基準でございますが、消火栓のみの設置基準はございませんが、消防水利においては総務省消防庁において基準が示されております。その内容は、市街地及び準市街地においては120メートル以内に消防水利があること、またこれに準ずる地域では140メートル以内に消防水利があることが示されております。下郷町が市街地及び準市街地に準ずる区域かは判断が難しいところではありますが、消防庁の設置基準に示しているものでは以上でございます。

続いて、2点目の消火栓の充足度についてですが、消火栓はご存じのとおり水道管から給水されるものであり、簡易水道施設がある地域についてはほぼ満たされていると考えております。

さらに、3点目の消火栓の未整備地区はあるのかというご質問ですが、簡易水道施設がない地域で農林事務所等で給水施設を整備した地域以外については未整備地域となっていますので、消火栓未整備地区はありますという答えになります。ただし、消火栓未整備地区にありますが、防火水槽、自然水利により、防火水利としてはほぼ充足していると考えております。

4点目の設置に当たり要望書の提出が必要かとのことのご質問でございますが、消火栓に限らず、防火水槽においても近年の設置は行政区からの要望書により対応するケースが多いのが実情であります。

次に、モニタリング検査における野生キノコの樹実類の出荷、販売についてのご質問でございますが、1点目の町外からの観光やキノコ刈りに来た人が制限のかかった野生

キノコを食べたり、採取した場合の対策について町はどのように取り組んでいるのかについてでございますが、町では広報紙5月号にて山菜、タケノコ等の出荷時の注意点について掲載し、お知らせしています。また、チラシをもって各直売所での掲示で隣県での制限地域をお知らせし、9月10日に全戸回覧、11月5日も全戸配布を実施しております。下郷町産に限らず、県内市町村産での農産物や山菜、樹実、果実類は、県検査機関においてモニタリング検査の結果を毎日の新聞と県ホームページにおいてお知らせしておりますので、各品目の安全をご確認されるようお願いいたします。また、未確認の上で摂取された場合に健康上ご心配される方は、最寄りの医療機関、保健所等へご相談されるようご紹介申し上げます。

町以外でその情報をどのように発信しているのかについてのご質問ですが、県南会津農林事務所、県内4町村の合同でチラシをもって各直売所での提示についてのお知らせと県内町村へは県農林事務所ごとのチラシ等や県ホームページをもってお知らせしております。

来年も同じようなお知らせがあった場合どのように対処するのかについてご質問ですが、今年度同様に県南会津農林事務所、管内4町村合同でのお知らせ予定をしており、町民の皆様の誤って摂取して内部被曝等がないような安全、安心な生活環境を提供してまいりたいと思っております。

次に、樹実とは何を指しているのかとの質問ですが、クリ、クルミ、トチの実、アケビ等が含まれ、県検査機関においてもモニタリング検査済みにて、下郷町では放射性物質は検出されておられません。

樹実と果実を区別するならば、果実は米同様に検査が実施されるのかのご質問ですが、県検査機関におかれましてもモニタリング検査を実施済みで、果実類につきましては放射性物質が検出されておられません。

3点目の鳥獣類に関してはどのような制限があるか、どのような対策をとったのかのご質問ですが、下郷町での出荷制限はツキノワグマが平成24年7月27日から、イノシシが平成25年7月5日から、ヤマドリは平成24年11月13日から県内全域、キジ、カルガモ、野ウサギは平成25年1月30日から県内全域が規制されておりますので、速やかに町猟友会へ規制内容をお知らせし、市場へのお荷行為を自粛していただきたいと思っております。

次に、2点目の観光資源の見直しと滞在型観光の推進についてでございますが、新たな観光地のグレードアップ化あるいは観光拠点として整備につきましては、これまでも積極的に取り組んでおりますが、さらに地域資源の発掘を進めなければならないと考えております。そのような中で、本町の自然、歴史、名勝、旧跡、仏閣などを見直しし、有機的に連携した観光ルートの整備も考えなければなりません。具体的なルートとして、先ほど5番、佐藤盛雄議員にお答えしておりますが、観音沼、日暮滝、大峠、三本槍のほか、仏閣や湯野上温泉の夫婦岩などを利用したもので、地域住民や観光関係者との合意形成を図りながら今後検討していきたいと考えております。

3番目の観光による既存の地域資源再発見についての質問、まず1点目のふくしまD

Cの取り組みと期待されるその効果についてでございますが、ふくしまデスティネーションキャンペーンにつきましては、食、花、温泉をテーマに、今年度がプレDC、平成27年4月から6月までの3カ月間が本番のDC、平成28年度がアフターDCとして位置づけられております。福島県全体でJRグループ、旅行会社等を連携し、福島県や下郷町の魅力を大規模に情報発信し、大量の誘客を進める取り組みとなっております。下郷町としても既にプレDCにおいて全国宣伝販売促進会議での観光PR、旅行会社県内商談会や現地視察を通して、下郷町の魅力や受け入れ態勢の充実さを積極的にアピールしております。町としても風評被害対策事業や消費対策事業において積極的に下郷町の魅力をPRしたいと考えております。

また、期待される効果ですが、観光客の入り込みを震災以前の基準へ目指すほか、DC以降も継続可能な観光の仕組みについて誘客を進めてまいりたいと考えております。町民への周知も積極的に行い、おもてなしの心で対応しながら、ふくしまデスティネーションキャンペーンの盛り上げをさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 再質問はありませんか。

10番、星輝夫君。

○10番（星輝夫君） 消火栓の設置基準等について、水道のない、整備していないところはあると言われたのですけれども、どこの地区なのか教えてもらいたいと思います。

それから、2番目のモニタリング検査における野生キノコ、樹実類の販売についてなのですけれども、そのときにこのチラシ来たときに私はすぐにこの山の近くに行き、キノコをとってきたのです。そしたら、100ある中で10以下だったのですけれども、このデータに出た数字というのはどのくらいの数字で、どこの地区なのかを教えてもらいたいと思います。

それから、12月の2日の日に小野部落で熊をとりまして、すぐにモニタリング検査をしましたところ、正式な書類は出せないと言われたのです。ただのこのメモだけなのです。我々わざわざとりに行っているのですから、やはり正式なデータを出すべきだと思います。そのときには80くらいで、何の問題もありませんでした。

それから、観光による3番の既存の地域資源再発見についてでございますけれども、確かに私は見直すところ大いに下郷町、本町にあると思います。南山御蔵入三十三観音、本町はその中で4カ寺が入っておりますけれども、純和風造の中之沢観音、それから唐様造の嶽観音、それから折衷観音堂の小野観音が入っております。そして2月の6日、7日に当集落でここ三十三観音を回ってきました。そしたら、全国に誇れるそういってお寺だと思っております。ですから、もう一度下郷町の観光ルートを見直すべきではないのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、星輝夫議員の再質問の件でございますが、町に水道施設のない場所についてはどこなのかという質問でございますが……水道施設でなくて、消火栓施設

と。聞き間違えたとしたらご了解、ご了承願います。水道施設ということだと思います。この水道施設がない場所については、三ツ井行政区、桑取火を除く、これは簡易な水道……

(何事か声あり)

○町長（星學君） それでは、これは担当の課長に説明させます。消火栓のない地域があるのかどうかと。では、後から。

それから、キノコの検査結果についての数字についてのことについては、担当課長、いいかな。担当課長、大丈夫。

それから、モニタリングのデータのことについても、これも担当課長に説明させます。

観光ルートの見直しについても、先ほど5番、佐藤盛雄議員に説明もしましたけれども、観光ルートは、下郷町は観光資源が豊富でございますので、かなりの絞り込んでやるか、あるいは既存の観光地を再開発してやるかといろいろな方法がございますけれども、その点についてはこれからも観光協会や関係団体たちと一緒に考えていきたいと、こう私は思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） それでは、町民課長、星昌彦君。

○町民課長（星昌彦君） 星輝夫議員のご質問の件ですが、消火栓がない地域でございますが、三ツ井地区、桑取火を除く場所になってございます。あと新開地区、雑根、芦ノ原、あと大内沼山になっております。芦ノ原については、消火栓はございませんが、参考までに防火水槽が6基ございます。そのようなことで、消火栓がない地区については防火水槽で対応して、水利を安全、安心の部分で賄っているという内容でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） まず、1点のどこでとれた野生キノコですかというふうなお話ですけれども、これは南会津農林事務所のほうの指導によりまして、地区が特定されずとその地域、地区がいろいろな不利益になるということで、下郷町で採取された野生キノコというふうなことでうたっているところですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。モニタリングの正式データがいただけなかったということで、今お手元に何かあったみたいですが、そういったデータはいただいたのかなと思います。これを解除するにはかなり大変な作業あるいは年数が必要とされるので、解除されるまでのデータというふうなことにはならないというふうな検査所のお話だったのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 再々質問ありませんか。

10番、星輝夫君。

○10番（星輝夫君） それでは、再々質問させていただきます。

1番の消火栓の設置、未設置が5カ所くらいですか、6カ所ですか、あるのですけれども、今後これはあと何年くらいで一応100%達成する考えがあるのかどうかお聞かせ願

いたいと思います。

あと2番のモニタリング検査結果でございますけれども、これだけに町民が大変に困っております。出荷できない、食うのもできない。それで、そういった感じの東電のほうに補償を、請求書を求めているのか。求めているとすれば、幾らくらいの補償契約を出しているのか。新聞紙上で見ますと、郡山市では、9月ころですけれども、23億の請求を出しておりますけれども、下郷はどのくらいの請求を出しているのかお知らせ願いたいと思います。

○議長（佐藤一美君） 今のモニタリングの東電の補償は質問にないので、お答えできませんけれども。

再々質問に対する消火栓の件について答弁求めます。

町民課長、星昌彦君。

○町民課長（星昌彦君） ただいまの星輝夫議員のご質問でございますが、消火栓の100%はいつかというような内容でございますが、これは簡易水道事業等の関連もございますので、一概に私のほうからいつまでできて、いつ100%になるという答えは差し控えたいと思います。簡易水道事業の関連もありますので、私のほうからは消火栓、それが付随してくるものですから、ちょっと答弁は差し控えたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 答弁漏れはございませんか。

○10番（星輝夫君） はい。

○議長（佐藤一美君） これで10番、星輝夫君の一般質問を終わります。

次に、3番、佐藤勤君。

○3番（佐藤勤君） 3番、佐藤勤です。通告書に従いまして、3件の質問をいたします。ご答弁のほどよろしく願いいたします。

最初の質問です。テーマは、パークゴルフ場コースの増設及び施設の運用について。高齢者の介護予防、そして健康づくり、生きがいづくりなどのスポーツとして、現在町にはゲートボール、グラウンドゴルフ、ウォークランなどの協会が設立されております。過去にニュースポーツ競技であるパークゴルフ場の整備がなされたとの情報がありました。しかも当時は公認大会可能な18ホールの整備計画であったと記憶しております。

まず、次の3項目についてお尋ねします。1番、現在県内でパークゴルフ場は幾つあり、その有する市町村はどこか。また、公認大会可能な施設はどこにあるのか伺います。

2番、平成24年度に実施された造成工事のエリアは、当初から9ホール、それとも18ホールの整備に向けての計画工事であったのか。

3番、現在1コース9ホールに芝が張られていますが、その根つき状態はどうでしょうか。

次に、本年度で整備された1コース9ホールで仮オープンし、その利用状況で残り9ホールの整備計画を実施するとの話であります。次の4項目の事柄について伺います。

1番、例えばスキー場を思い浮かべてください。幾つかの変化に富んだコースがあるから、そのスキー場にそれなりのお客が集まると思います。1コース9ホールのパーク

ゴルフ場では、利用者の心をつかむこと、さらに交流人口の増加を図るための交流大会などの開催も難しいものと思われませんが、考えをお聞かせください。

2番、今ここでブレーキをかければ、時間と費用をかけた事業として将来に禍根を残してしまいそうな、そんな気がします、見解をお聞かせください。

3番、公認大会を開催するにはサブコートが必要とのこと、どの程度のコートが必要なのか伺います。

終わりに、総括として18ホールを整備し、下郷町にパークゴルフ場ありきの情報を発信すべきであり、同時に下郷パークゴルフ協会も設立し、飛躍の足がかりをつくるべきと思いますが、見解を伺います。

これで1件目の質問を終わります。

次に、2件目の質問です。テーマは、会津縦貫南道路の開通予定に伴う国道121号沿いに問われる経済対策についてであります。6年前の国道289号線、甲子道路開通に引き続き、会津縦貫南道路の小沼崎、湯野上両バイパスが整備区間に格上げされ、一部着工されております。このように短期間の中で、しかも大規模事業の予算措置をされている関係機関、そして用地などに協力をされている工事沿線の方々に感謝を申し上げる一人であります。

まずもって、小沼崎、湯野上両バイパスに共通する3項目についてお尋ねします。1番、工事に必要な用地はそれぞれ何%くらい確保されているのか伺います。

2番、現在行われている工事はそれぞれどのような内容か、またその進捗状況はどのくらいか伺います。

3番、工事完成のめどはおおよそそのところ何年後ぐらいか、わかればお示してください。

次に、国道121号線沿いの住民、特に商いをしている店主の皆さんは先々の不安を抱いております。甲子道路は県内への通行は皆無でありましたが、甲子山を貫通するトンネルで大幅に通行量がふえたのに対し、会津縦貫南道路はあくまでも国道121号線のバイパスであり、工事完成後の通行量は現在と余り変化はなく、新規バイパスと現道とに分かれた通行形態になるものと想定されます。ここに国道121号線の通行減少による沿線の経済対策についてお尋ねします。

3項目あります。1番、現在1日当たりの通行量はどのくらいか。また、ある講演の中で、バイパスが開通すれば約40%利用するとのことでしたが、当バイパスについて最新の情報はお持ちでしょうか。

2番、国道121号線には大内宿、湯野上温泉、塔のへつりなどの名所、旧跡や食堂、ガソリンスタンド、商店などがあります。そこで、通行量の減少に対する経済対策を早い時点から講ずる必要があると思いますが、考えを伺います。

3番、観光交流をより図るために、観光スポットで名高い大内宿を中心とする町内観光の周遊ルートを形成し、将来に向けた情報発信をすべきと考えますが、見解をお聞きます。

これで2件目の質問を終わります。

続きまして、最後3件目の質問です。テーマは、ふえ続ける鳥獣被害のより効果的な

対策はいかに。全国的に鳥獣による農作物の被害は、平成20年以降増加傾向にあります。鳥獣被害は、営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、被害額として数字にあらわれる以上に深刻な影響を与えております。

次の7項目の事柄についてお尋ねします。1番、地域によって異なると思いますが、最近被害の多い農作物は何か。また、被害を与えている動物は何か。

2番、本年度まで電気柵、各種わな、爆竹等の対策の中で効果的と思われるものは何か。

3番、他町村での効果的な対策の情報の入手はありませんか。

4番、平成24年度から予算措置がとられている対策の担い手となる、全国で約520カ所を設置されている鳥獣被害対策実施隊の設置はされているのか伺います。

5番、効率のよりよい捕獲のために、例えば大松川区で猿の鳥獣被害、捕獲の申請をするときに、旭田全域の捕獲が許可されるような制度はできないのでしょうか。理由は、相手は生き物、1カ所にとどまることなく、隣接する行政区に移動したならば捕獲をすることが不可能になるからであります。

6番、電気柵はイノシシ、ニホンシカ、熊の対策には有効であるとの情報が比較的多いので、増設するための予算を増額する考えはあるのか伺います。

7番、冬眠しないイノシシ、ニホンシカ、猿などは、積雪のため動作が弱くなります。加えて、木の葉がない視通のよいいわゆるかた雪、冬季のときに捕獲の許可を願望する声もあります。冬期間鳥獣被害対策防止策として捕獲を行うことはできないでしょうか。

これで壇上からの質問を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 3番、佐藤勤議員の質問にお答えします。

1番目のパークゴルフ場コースの増設及び施設の運用について。まず、第1点目の県内パークゴルフ場などの件数でございますが、広域社団法人日本パークゴルフ協会の公認コースとされているところは、伊達市の梁川パークゴルフ場、北塩原村グランデコパークゴルフ場、喜多方市高郷温泉保養施設パークゴルフ場、広野町二ツ沼総合公園パークゴルフ場、新地町やく草の森新地パークゴルフ場、相馬市松川浦パークゴルフ場、相馬市相馬光陽パークゴルフ場、須賀川市藤沼湖自然公園パークゴルフ場の8つの施設があります。この8つの施設のうち3施設は18ホールのコースでありますので、大会の規模はわかりませんが、公認コースで大会は開催されると思います。また、公認に指定されていない施設として、西郷村の太陽の国パークゴルフ場、二本松市の日山パークゴルフ場、新地町の鹿狼山パークゴルフ場、南相馬市の南相馬牛島パークゴルフ場、浪江町のなみえパークゴルフ場があるようです。

次に、2点目の当初から9ホール、それとも18ホールの計画工事かについては、現状の整備計画では18ホールを整備する計画で進めておりましたが、森林の大規模開発規制から、第1期工事と第2期工事に分けて9ホール、管理棟を整備しているものです。

次に、3点目の根つき状況でございますが、9ホールの工事完了後約9カ月の養生及

び芝管理を行い、ほぼ全面的に芝は根づいております。

次に、今後の整備計画の1点目で、9ホールでの仮オープンの件であります。現在のパークゴルフ整備計画では残り9ホールは昨年度整備したコースの一段下、河川側に整備される計画となっていることから、立木を伐採することとなるため、現状の景観が破壊される懸念があります。また、昨年度整備した9ホールの工事費が約1億1,000万ほどになっていることから、現行の整備計画により、残り9ホールを整備する場合にはこれ以上の財源が必要になると考えられます。このため、今後の町民利用状況及び経済性に配慮した整備を進めるため、9ホールでの仮オープンを一つの選択肢として検討しているところでございます。9ホールの仮オープンについても、佐藤議員の言われるパークゴルフによる交流人口の拡大を整備目的から削除するものではなく、また残り9ホールの整備を中止するものではありません。

第2点目の将来に禍根を残してしまいそうな気がするという意見については、本施設を活用する町民の健康増進を第一に考えるとともに、今後残り9ホールの整備と毎年発生する維持管理経費などを考慮しながら計画の見直しを進めているものであります。

3点目の公認大会開催におけるサブコートが必要かという件については、公認ホールの規定については18ホールあれば認定を受けることが可能であり、公式の大会開催については大会規模等により違いがありますが、18ホール以上で可能と思われれます。

第4点目の情報発信、下郷町パークゴルフ協会設立という件については、整備後の情報発信や利用促進体制と有効な利活用が図られるよう今後も検討していきたいと考えております。

次に、会津縦貫南道路の開通予定に伴う国道121号沿線に問われる経済対策についてありますが、初めに小沼崎、湯野上バイパスに関する質問については、用地の確保は小沼崎バイパスはほぼ完了しており、現在は橋梁の下部工を施工しております。なお、完了予定時期については、平成30年代の前半と聞いておりますが、明確な完了時期については公表されておられません。また、湯野上バイパスについては、本年度より用地交渉が開始され、張平地区においてはほとんどの地権者より買収の承諾を得ておりますが、契約率は37%となっております。中妻地区においては、南会津建設事務所が用地交渉を担当しているため、明確な情報は把握しておられません。今月の15日より契約締結事務が開始されたと報告を受けております。なお、進捗率は約13%程度となっているところでございます。本バイパスの完成時期については、小沼崎バイパスより早いだろうという話ありますが、明確なところはわかっておりません。

次に、沿線の経済対策についての質問であります。1点目の1日当たりの通行量については、バイパス完成後の通行量について郡山国道事務所によると平成42年時に9,400台の計画通行量とのことであります。ただ、最新の情報としての約40%利用との情報は町のほうには入っておりません。

次に、2点目の交通量減少に対する経済対策でございますが、会津縦貫南道路開通予定に伴い、国道121号における交通量が大幅に減少することが予想されます。さらに、今後は中小企業や商店の経済活動の後退も懸念されます。町といたしましても交通量の減

少に伴う経済対策は重要課題であり、中小企業支援、農業、商業支援、町民生活支援など、早い時期から対応を講じる必要があると考えております。

3点目の観光周遊ルートの形成と情報発信についてでございますが、先ほど5番、佐藤盛雄議員、10番、星輝夫議員にもお答えしておりますが、新たな観光地のグレードアップ化あるいは観光拠点としての整備につきましてはこれまでも積極的に取り組んでおりますが、新たな観光周遊コースや観光素材の掘り起こし、情報発信は重要なものと認識しております。また、滞在可能な着地型観光の取り組みは、誘客や経済効果を初めとしたさまざまな効果が見込まれます。そのために、周遊ルートのツアー商品を開発する取り組みがますます重要となっております。新たな観光周遊コースや観光素材の掘り起こしによって観光の魅力を高めることは来訪者の誘客につながり、また交流人口の増加が図られるとにぎわいをもたらし、さらにその消費拡大によって地域の活性化につながるものと期待されています。今後とも観光産業はさまざまな波及効果をもたらす総合的な産業と位置づけ、下郷の町づくりの柱となる交流事業の展開によって交流人口の拡大に努めるとするなど、地域の活性化を目指していく考えであります。

次に、ふえ続ける鳥獣被害のより効果的な対策はいかにという質問でございますが、1点目の被害の多い農作物は何か、被害を与えている動物は何かについてでございますが、品種ごと多い順に水稻、トマト、リンゴ、カボチャ、バレイショ、トウモロコシ、サツマイモ、スイカ、桃類、ソバ、大根、柿、ニンジン、大豆の12種目に上ります。また、被害を与えている動物につきましては、ツキノワグマ、猿、イノシシ、鹿の順となっております。

2点目の本年度までの電気柵、各種わな、爆竹等の対策の中で効果的と思われるものは何かについてでございますが、町有害鳥獣被害防止対策事業で実施された捕獲機材の中では電気柵が最も有効であると報告されております。

3点目の他町村での効果的な対策情報が入手はないかについてでございますが、南会津管内の南会津町では地区住民が協力しての追い払いを実施し、有効性が示されているようでございます。また、町全体を里山と人里区域分けする緩衝帯設置にかなり有効との情報がございます。

4点目の平成24年度から予算措置されている対策の担い手となる、全国で520カ所で設置されている鳥獣被害対策実施隊の設置についての件でございますが、既存の下郷町猟友会に属する有害狩猟鳥獣捕獲隊は高齢化及び新規入隊者の減により、16名の隊員維持が限界である現実の中で、新たな鳥獣被害対策実施隊の設置は極めて厳しい状況下でありますので、残念ながら設置はされておられません。

5点目の効率のよい捕獲のために、例えば大松川区で猿の有害鳥獣の捕獲の申請をするときに、旭田全域での捕獲が許可されるような制度はできないものかについてでございますが、制度上可能でございます。ただ、今そのためには各種計画書の策定が必要となっていることから、現在その事務を進めているところでございます。

6点目の電気柵はイノシシ、ニホンジカ、熊の対策に有効であるとの情報が比較的多いので、増設するための予算を増額する考えはあるかについてでございますが、ご質問

の電気柵につきましては有効であるとの実績が報告されておりますので、必要に応じて基数の増設補助につきましては柔軟に対応していきたいと思っております。

7点目の冬眠しないイノシシ、ニホンジカ、猿等は積雪のため動きが弱くなる、加えて木の葉がない視通のよい冬季に捕獲の許可を願望する声もあります。冬期間鳥獣被害防止対策として捕獲を行うことが可能でしょうかについてでございますが、全国的に11月15日から翌年の2月15日までの期間はツキノワグマ、ニホンジカにつきましては狩猟期間として定められておりますので、有害駆除申請は必要とされておりませんので、捕獲実施は可能でございます。また、イノシシにつきましては、11月15日から翌年3月15日までの期間が捕獲実施可能でございます。ただし、猿につきましては、県の狩猟鳥獣に指定されてございませんので、従来どおり申請手続のもと、県許可を得て捕獲することになっております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 再質問はありますか。

3番、佐藤勤君。

○3番（佐藤勤君） パークゴルフ場の増設、あとは施設運用についてでございますけれども、何かサブコートが必要なくても公認の大会ができるというお話でありましたのですけれども、これが本当であれば大分助かるなと思っております。そして、つまりスポーツ観光の一つとしてもぜひこのパークゴルフ場を、県内の9番目か10番目になるかわかりませんが、増設していただければと思います。それから、町民の方々のそういう声が多いので、最初から18ホールをつくるのだということまで頭にあるようなのですけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、会津縦貫南道路の開通に伴う経済対策についてでございますけれども、いろいろ町長さんから報告ありました。参考になりました。それで、1つだけ懸念される場所があります。ということは、例えば新規のバイパスが供用開始になった場合、小沼崎から湯野上温泉までのあの難所の通行はどうなるのか。その管理は県なのか、町なのか。ここによって大分車の出入りの数も影響するのかなど、そのように思います。

それから、鳥獣被害のことにつきまして、またツキノワグマの被害が多いということになっております。これをよく考えてみれば、下郷町は昔養蚕が盛んであったので、桑の木が大分残っております。この桑の木の除去をすることによって熊は大分減ってくるのではないかなど、そのようにも思っておりますので、駆除隊あるいは町民、地域、行政のほう、これから抜本的に相談を重ねましてこの鳥獣被害に立ち向かっていければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） パークゴルフ場の関係につきましては、先ほども答弁申し上げたとおり、違いございません。私の答弁のとおりでございます。時期については、先ほど答弁したとおりで進めさせていただきたいと思っております。

それから、小沼崎から湯野上間の道路といえば、完成した後の今の118号の関係と思ひ

ますけれども、これはまだ県とも協議されていませんし、そういうことの話は一切ございません。ですから、管理についてはお答えすることはできません。

それから、鳥獣被害の関係につきましては、桑の木の除伐については産業課長から答弁させます。

○議長（佐藤一美君） 産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） ただいまの桑の木があるので、餌になっているというふうなお話ですけれども、もう既に養蚕というふうな部分がありません。ですから、桑の木の付近なんかも全て耕作放棄地というふうな状態になっているのかなど。ですから、耕作放棄地の解消というふうな意味合いでも、そういったご指摘の部分を考えながら今後の取り組みにさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 再々質問はありませんか。

3番、佐藤勤君。

○3番（佐藤勤君） ちょっと固着するようでもまことに申しわけありませんけれども、これも間もなく、大体平成30年ころ、前半ということの開通になるということなので、小沼崎から湯野上温泉に入る道路、それは旧道として残るのか、それともそこでも交通止めになってしまうのか、その辺のことは県のほうとか国のほうとのお話ということはないでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 町長、星學君、答弁を求めます。

○町長（星學君） 再質問でも申したとおり、その協議はなされておられません。

以上です。

○議長（佐藤一美君） よろしいですか。

○3番（佐藤勤君） では、以上質問終わります。

○議長（佐藤一美君） これで3番、佐藤勤君の一般質問は終わります。

次に、7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 7番、猪股謙喜、一般質問をいたします。大きく3点について一般質問をいたします。

まず、景観保護についてでございます。国道289号線甲子トンネル開通後、町内国道で屋外広告物、いわゆる野立て看板が目につくようになりました。

そこで、次の2点について質問いたします。まず、町内で屋外広告物設置に関する規制はどのようになっているのか。

次に、景観保護のための条例を制定する必要があると思うが、どのように考えているのか。

この2点でございます。

次に、再生可能エネルギービジョンについてご質問いたします。以前私が再生可能エネルギー導入についての質問をいたしました。その中で再生可能エネルギービジョンを策定するとの答弁がございました。

そこで、次の質問をいたします。まず、再生可能エネルギービジョンの策定はどんな

っているのか。また、南会津地域再生可能エネルギー推進協議会とはどのような会議で、現在までの動きはどうなっているのかを質問いたします。

3点目、防災計画について質問いたします。東日本大震災から3年9カ月がたちました。太平洋沿岸地域の自治体は壊滅的打撃を受けた自治体が多く、それまでの防災計画では対応できなかったことが数多くありました。

そこで、次の質問をいたします。現在作業中の下郷町防災計画で東日本大震災で経験した教訓をどのように反映させるかということでございます。

以上で質問を終了いたします。答弁よろしくお願いたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、猪股謙喜議員の一般質問にお答えします。

第1点目の屋外広告物設置に関する規制についてでございますが、屋外広告物法に基づき福島県が施行しました福島県屋外広告物条例の権限移譲事務として平成12年度より事務処理をしており、看板等を設置する際は面積の規制、高さの規制、色彩の規制を規制基準の3本柱として県条例に基づき設置許可をしております。看板等を設置する区域につきましては、良好な景観形成や風致の維持のため、保全処置をとる必要がある第1種特別規制区域等と産業活動の調和も配慮する第2種特別規制地域等、そして主要幹線道路の沿道地域や市街地などの公衆に対する危害防止の観点から第1種普通規制区域等、第2種普通規制区域等の4区域があります。それぞれの区域において禁止物件や許可基準が福島県屋外広告物条例により定められており、基準を満たしたものについて設置許可をしております。なお、未申請の広告物や禁止物件、禁止広告物などを発見した際は、設置者に対して指導、助言をしております。

次に、景観保護のための条例を制定する必要があるかと思うが、どのように考えているのかの質問ですが、本町には歴史や文化を表現する町並みや史跡の景観、ふるさと原風景という農村景観、大川の溪谷景観など、町の至るところにすばらしい景観が数多く存在します。このすばらしい景観を守り育てることに関し、町、町民及び事業者の責務を明らかにし、明確な目標を持って景観保護に努めていく必要があります。そのためには景観保護のための条例は必要と考え、検討してまいります。

次に、再生可能エネルギービジョンの策定についてのご質問ですが、再生可能エネルギービジョンの作成については、6月の一般質問でお答えしているように平成27年度において計画を策定するよう検討しているところでございます。

続いて、南会津地域再生可能エネルギーの推進協議会についてでございますが、この協議会は平成25年2月8日に設立されました。南会津地方振興局が事務局となり、南会津地方に大きな可能性を有する再生可能エネルギーの普及を進めることにより、地産地消のエネルギーの実現を図り、もって雇用の促進や産業の振興、災害に強い地域づくりを進めることを目的としたものでございます。業務としては、南会津地方の再生可能エネルギーを普及、事業化を進める会員の助言などを行い、円滑な事業化を補佐する、そして再生可能エネルギーに関する全国的な動向や支援措置、最新の情報などを会員に提

供する、この2つが主な業務であります。会員は、68団体として2名の個人会員が組織されております。協議会は4つの部会に組織されておりますが、木質バイオマス部会、その他のバイオマス部会、小水力発電部会、太陽光部会であります。現在までの動きとしては、各部会で年間の事業計画を定め、事業化促進に向けた調査研究を行っております。総会では、事業計画と事業報告があり、部会ごとに発表、あわせて有識者を招待し、セミナーを開催されております。

次に、3点目の防災計画についてのご質問でございますが、下郷町地域防災計画で東日本大震災での教訓をどのように反映するかについてのご質問でございますが、主なものについて説明いたします。まず、大規模災害での教訓の多くは行政の初動態勢です。とりわけ避難勧告等の判断は極めて難しいものであります。町地域防災計画の中で配備の体制、配備基準の明確化を図り、速やかで的確な初動態勢をとり、円滑な災害応急対策へとつながるよう努力してまいります。さらに、災害時のニーズを踏まえた生活物資の備蓄についても計画の中に取り組みでいきたいと思っております。また、町外からの支援物資についての輸送手段等について、避難場所まで物資が行き届くように計画に盛り込んでいきます。自主防災組織に関しては、大規模災害時に大きな力となる充実、強化をうたい、そして最後に大規模災害で問われているのは地域力だと考えております。自主防災組織を通じ、地域の組織力強化を図ることにより、防災力向上を反映して計画を作成していきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 再質問はありますか。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） それでは、再質問をいたします。

まず、景観保護についてでございますが、県条例の中で下郷に機関委任事務というのですか、事務を委託された部分で行っているというお答えでしたが、そこで答弁の中で指導をするということの答弁がありました。指導は下郷町がその設置した者に対して指導するのかということでございます。

それから、町長の答弁の中で、すばらしい景観があるからと、そういった景観を守るためにこの景観条例は必要であろうという答弁をいただきましたが、やはり早急にこういった条例をつくって、なおかつこの中でこういった屋外広告物の規制という意味合いであります。この条例の中では面積、高さ等は言っておりますが、色という部分は多分入っていませんので、こういった色の使い方に対する規制、それからそのパーセンテージ等もよそではやっておりますので、そういった先進地のものも参考にさせていただき、ぜひとも下郷町の観光を含めたその景観条例というものを速やかにつくっていただきたいと思っております。

次に、再生可能エネルギービジョンであります。27年度までに行うということですが、まだ全然そういった策定をしていないのかどうか改めてお尋ねいたします。

次に、防災計画でございますが、町長4つ主なものを挙げていただきました。行政の初動態勢ということで、速やかに立ち上げ、その役割分担を明確にしておく、次に生

活品等の備蓄、それからその輸送システムを確立すると、それから自主防災組織の活用ですか、組織化、それから活用、それから自主防災組織を活用した地域力という観点で答弁いただきましたが、防災計画をつくるに当たりまして心理学という部分も必要になってくるのかなと私は考えております。人は危機に際し身がすくむわけです。すぐにパニックになるかと思うとそうではなく、ほとんどの人は身がすくんでしまう。いわゆるこれを凍りつき症候群と言っているそうでございます。人間の心は危機に際して安全を求めるそうです。危険な状態ではないと思いたくなるという心理が働くそうであります。そこで、大勢の人と一緒にいたとき、危険回避行動がおくれるという事例がございます。周りが落ちついているので、逃げおくらせてしまうということなのです。実際危機が迫っているのですが、周りが余り騒がないので、危険だとは思っていても周りに同調してしまっただけで逃げおくらせてしまうと、そういった人間の心の働きがございます。ですから、そういった中での集団の中にも、逆にいち早くそういった集団に対して危機回避行動をとれるような訓練、それから講習ですか、そういったものが防災計画の中でもやっぱり必要になってくるのではないかと。

それから、防災計画において想定外を想定するというのが東日本大震災で言われております。自然の猛威をどこまで想定するのかというのが防災計画の基本になると思えます。これだけの雨量であるとか、これだけの風が吹くから、ここまで危険を想定すると。これに過剰に反応しますと、逆にとんでもない行政的な経費がかかるということになりますので、危険の想定というのはどこかで線を引かなければならなくなるわけでありまして。その中で、想定外を想定するという言い方になってしまいますが、ある一定のレベルを目標にして防災計画等がつくられるわけでありまして、そこでその一定レベルというものを広くやはり住民に知らせる。例えば津波で言いますと、巨大な防波堤があるから、まさかこの津波が乗り越えて襲ってくるということを想定できなかった地区があったわけです。ですから、逃げおくらせてしまったと。それと同じで、行政があらゆる防災に対しての設備等、施設等を整備していくに当たって、ここまでは安全だよと、ここから先は危険だよと、それをやはり明確に地域住民に知らせる工夫が必要ではないのかなと思っております。

それから、防災マップというのが多分つくられると思いますが、その防災マップにとらわれないという教育も必要になってくるということでございます。例えば、下郷の場合は津波はありませんけれども、降雨、雨量が多かったとか、そういった場合の洪水になる可能性があるところ、それから土砂崩れになる可能性のあるところ、地震においてもやはりそういった土砂崩れ、交通が寸断される場所等あると思いますが、それに対しての備えは当然行政が計画的に防災計画の中で整備が必要となるところは整備されるであろうと思っておりますが、ただ住民はここまで逃げれば大丈夫だという部分をやっぱり自分たちで探さなければならぬわけですね。そうした部分において、やはり住民が専門家と話し合うとか住民同士で話し合う、それから過去の災害で住民が記憶している部分をやはりじいさん、子供、孫と世代間で情報を共有していくことによってその情報が危険であるという過去の災害の例が子々孫々まで伝わっていくと、そういった仕

組みも必要ではないのかなと思っております。釜石の奇跡と言われる事例があるのはご存じでしょう。釜石の子供たちが中学生が先頭になって子供たちを避難していくと、それからそれを見て大人が一緒になって避難して随分人命が助けられたという事例が実際ありますので、そういったもの、生き残るということにおける講習とか訓練とかも必要であると思いますので、そういった面町長の答弁はありませんでしたので、ぜひともそういった地域防災組織とか地域力という部分につながる部分ではありますので、ここいら辺をもう少し情報を取り入れていただきまして、よい防災計画をつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 猪股議員の再質問についてお答えしたいと思います。

まず、屋外広告物の設置の件でございますが、町民が設置したと、町民以外の方が設置したとしても、いずれにしても指導は行っていきたい、行わなければならないと考えております。

景観条例は、先ほど答弁したとおり、設置に向かって考えていきたいと。

それから、エネルギービジョンについてでございますが、これは平成16年の2月に下郷町におけるエネルギービジョンを作成しておりますので、その総合評価をやっぱり見直ししなければならないということも踏まえて策定していきたいと考えております。

防災計画につきましては、ただいま議員が述べられましたことも十分聞いて、今月の24日に開催されます下郷町防災会議、防災計画の修正について説明協議を行い、さらに会議を開き、上位計画との整合性をとって検証、修正、検討して新たな防災計画を計画しておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 再々質問はありませんか。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） まず、屋外広告物ですが、指導は町がやるのですかという私の質問でございます。設置者が誰という質問はしておりません。

それから、再生可能エネルギーは以前つくったものがあるのですか。総合的な評価をして27年までに行うということですので、これは、今電力会社の買い取り制度に対する考え方も変わってきていますので、なかなかこれ大変かなと思いますし、以前私の質問では町はみずから発電所をつくるという意味はありませんという答えでしたので、どういう再生可能エネルギービジョンになるのか。町がつくらない、誰がつくるのかというようなことが入るのでしょうが、これは質問ではないので、いいです。これ27年までですけれども、随分大変な計画をつくらなければならないのだろうと思います。

最後に、防災計画ですが、今月の24日に協議会を開くということですが、この協議会のメンバーというのはどういった人たちが入っているのか。最終的にこの防災計画というのは3月の議会に我々にお知らせしていただけるのかどうかを最後に質問したいと思います。お願いします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 看板の設置については、ただいま議員の言われたとおりです。私のほうから設置者についても、町が条例を移譲してもらいましたから、県の。それですから、町の役場の担当者から指導を行い、要するに町が指導を行うということです。

それから、エネルギービジョンに対しては、先ほども申し上げましたように以前に策定したものを参考にしながらやっていくということでございまして、あくまでも町が事業をしてやるということでは、そういう決まりのものではないと解釈しております。

防災計画についての協議会メンバーについては担当の課長から説明させます。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 答弁漏れはございませんか。

町民課長、星昌彦君。

○町民課長（星昌彦君） メンバーを教えていただきたいということなのですが、23名ございます。順に申し上げますと、会長に下郷町長、あと郡山国道工事事務所会津若松出張所長、北陸地方建設局阿賀川工事事務所長、南会津振興局長、南会津建設事務所長、南会津保健福祉事務所長、南会津警察署檜原駐在所、南会津広域市町村組合消防長、下郷町消防団長、N T T 東日本福島支店長、東北電力株式会社田島営業所長、会津鉄道株式会社社長、下郷町教育長、総務課長、税務課長、町民課長、健康福祉課長、建設課長、産業課長、教育次長、農業委員会事務局長、議会事務局長、下郷町役場江川出張所長、以上23名になります。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 答弁漏れはございませんか。

○7番（猪股謙喜君） ありません。

○議長（佐藤一美君） これで7番、猪股謙喜君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

追加日程第1 請願・陳情

○議長（佐藤一美君） お諮りします。

過般、産業厚生常任委員会に付託の陳情第4号 労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書提出の陳情の件につきましては、先般12月15日に開催されました産業厚生常任委員会において審議を終了し、その結果について常任委員会により請願・陳情審査報告書が提出されております。

この件につきましては、去る12月11日に開催の議会運営委員会で協議したところ、一般質問終了後直ちに日程に追加し、議題とすべきである旨の話し合いがなされておりますので、議会運営委員会で協議されました議事運営に沿って直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題に追加することに決定いたしました。
追加議事日程を配付いたします。

(資料配付)

○議長（佐藤一美君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤一美君） 配付漏れなしと認めます。

これから追加日程第1 請願・陳情を議題といたします。

産業厚生常任委員会に付託の陳情第4号 労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書提出の陳情の件について、お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告求めます。

産業厚生常任委員長、佐藤盛雄君。

○産業厚生常任委員長（佐藤盛雄君） 産業厚生常任委員会委員長の佐藤盛雄でございます。皆様のお手元にお配りしてあります報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第89条第1項の規定によりご報告申し上げます。

記、1、付託年月日、平成26年9月12日。2、件名、陳情第4号 労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書提出の陳情。3、審査の結果、採択すべきものと決しました。4、審査日、平成26年12月15日。5、出席委員名は、星輝夫君、室井亜男君、星嘉明君、猪股謙喜君、小玉智和君、佐藤盛雄の6名であります。6、欠席委員はありませんでした。

以上、ご報告申し上げます。よろしく慎重ご審議お願い申し上げます。

○議長（佐藤一美君） これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第4号 労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書提出の陳情についての件を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号 労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書提出の陳情についての件は採択することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議の議案審議の日程は明日12月19日であります。議事日程を配ります。

(資料配付)

○議長（佐藤一美君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤一美君） 配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。本日は本当にご苦労さまでございました。(午後 2 時 28 分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年12月18日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成26年第4回下郷町議会定例会会議録第3号

招集年月日	平成26年12月15日			
本会議の会期	平成26年12月15日から12月19日までの5日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	平成26年12月19日	午前10時00分	議長 佐藤一美
	閉会	平成26年12月19日	午後零時04分	議長 佐藤一美
応招議員	1番 星正延	2番 佐藤孔一	3番 佐藤勤	4番 星嘉明
	5番 佐藤盛雄	6番 星政征	7番 猪股謙喜	8番 室井亜男
	9番 山田武	10番 星輝夫	11番 小玉智和	12番 佐藤一美
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星正延	2番 佐藤孔一	3番 佐藤勤	4番 星嘉明
	5番 佐藤盛雄	6番 星政征	7番 猪股謙喜	8番 室井亜男
	9番 山田武	10番 星輝夫	11番 小玉智和	12番 佐藤一美
欠席議員	なし			
会議録署名議員	10番 星輝夫	1番 星正延		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 星 敏 恵	参事兼税務課長 室井孝宏
	町民課長 星 昌彦	健康福祉課長 渡部善一	産業課長 佐藤壽一	建設課長 室井一弘
	主幹兼会計管理者 星 永津子	教育委員会委員長 白石光史	教育長 大竹康隆	教育次長 五十嵐正俊
	代表監査委員 渡部正晴	農業委員会会長 渡部和夫	農業委員会事務局長 湯田真澄	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 大竹義則	書記 室井哲	書記 大竹浩二	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成26年第4回下郷町議会定例会議事日程（第3号）

期日：平成26年12月19日（金）午前10時開議

開 議

- 日程第 1 議案第66号 専決処分につき承認を求めることについて
（専決第10号 平成26年度下郷町一般会計補正予算
（第3号））
- 日程第 2 議案第67号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定につ
いて
- 日程第 3 議案第68号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定につ
いて
- 日程第 4 議案第69号 平成26年度下郷町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 5 議案第70号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3
号）
- 日程第 6 議案第71号 平成26年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第72号 平成26年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3
号）
- 日程第 8 議案第73号 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第3号）
- 日程第 9 議員提出議案第6号 労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書の提出
について

散 会
閉 会

(会議の経過)

○議長（佐藤一美君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 議案第66号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第10号 平成26年度下郷町一般会計補正予算（第3号））

○議長（佐藤一美君） 日程第1、議案第66号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第10号 平成26年度下郷町一般会計補正予算（第3号））の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長（佐藤一美君） 本案について説明を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それでは、私のほうから、議案の2ページになります。

議案第66号 専決処分の承認関係ですが、専決第10号 平成26年度下郷町一般会計補正予算（第3号）につきましては、衆議院が11月21日に解散されまして、2日公示、14日に投票が行われましたことから、選挙執行に係る経費を11月21日専決処分したものでございます。既決予算の総額に1,086万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億6,995万7,000円とするものでございます。

それでは、8ページをお開きいただきたいと思います。歳入につきましては、14款県支出金に衆議院議員総選挙委託金として1,086万円を選挙執行経費として増額計上するものでございます。

歳出につきましては9ページからになりますが、2款総務費に選挙経費として1,088万3,000円を計上しております。主なものとしましては、投票管理者、立会人の報酬関係です。これについては131万2,000円ということで、あと職員手当、賃金、ポスター掲示場等経費として1,088万3,000円、トータルで計上してございます。

それで、その経費分の調整につきましては、10ページの予備費について2万3,000円分で財源調整してございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定によりまして、平成26年11月21日専決いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

以上、ご説明申し上げました。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） ちょっと一、二点聞いてみたいのですが、まず不在者投票は何人ぐ

らいやったったのだっけ。ちょっと新聞見落としておりますので、ちょっと教えていただきたい。

もう一つ、私も不在者投票をやったのですが、そこら辺の東京あたりに行くと宣伝のチラシみたいにティッシュペーパーぐらいで上げているみたいですが、ちょっともう少し考えて何かないのかなというのがいつもの考えでございます。例えば私から見れば、この前ボールペンで町の宣伝があったら在京ふるさと会に持っていきましたボールペンでこういうふうに脇にこうやりましたよね、ああいうふうなボールペンだともらったような気がするのではないかなど。何かティッシュペーパーみたいなのをもらっても、近くのちり箱があったらそこにぽいと捨てるような、そういうようなことではなくもう少し、お金の金額はどうとは言いませんけれども、もう少し気がきたものがないのかなど。もう少し皆さん方で研究して、不在者投票へ行った人たちにやるというような方法もひとつ考えていただきたいと。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 今亜男議員からお話ございました、期日前の投票ということと思いますが、期日前につきましては、知事選につきましては1,000人ちょっと超えたのですが、今回の衆議院につきましては1,000人ちょっと割りました。九百九十何人だったかと思います。

あとそれと啓発経費でございますが、これにつきましてはごらんのとおり年々執行経費が厳しくなっておりまして、なかなか昔みたいに啓発用品がある程度のいいものというのがなかなか難しくなっているということで、今後についてはより投票しやすいような形の啓発用品を考えていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第10号 平成26年度下郷町一般会計補正予算（第3号））の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第2 議案第67号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤一美君） 日程第2、議案第67号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それでは、私のほうから職員の給与に関する条例ということで、12ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表につきましては1ページになります。

それでは、議案第67号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件についてご説明を申し上げます。今回福島県人事委員会勧告に準じ改正するもので、平成26年4月の官民の給与格差に基づく給与改定を実施するために給与表及び勤勉手当について改正するものでございます。給与の改定につきましては、世代間の給与配分の見直しの観点から、若年層に重点を置いた改正になりまして、行政職給料表については平均改定率が0.18%引き上げ率となっております。一般職の特別給につきましては、期末勤勉手当につきましては、年間支給月数を0.15月分引き上げまして、現行の3.90分を4.05月分とし、再任用につきましては年間月数を0.05月分引き上げ、現行0.65月分を0.7月分として引き上げ分を勤勉手当に配分するものでございます。

実施につきましては、給料表につきましては平成26年の4月1日からとなります。勤勉手当につきましては、平成26年の12月1日からの実施となります。今回の改正に伴いまして、給与、諸手当につきましては今回の補正予算に計上してございますので、よろしく申し上げます。

それでは、給与の、議案の12ページと対照表の第20条関係なのですが、20条の1項については、勤勉手当については年2回、6月と12月に支給されますが、その支給率についての改正をするもので、6月、12月それぞれを0.675月から0.35月分、これ月分で説明させていただきます。0.35月分を引き上げ、0.75月分として0.75分を6月と12月を基準日として支給されるものでございます。先ほど説明しました率については後から出てきますが、それで6月と12月それぞれ0.35月分ずつの支給率割合で0.75分引き上がるというふうになっております。

この施行日につきましては、議案書中の中段、附則にございますが、附則で施行期日等とありますが、その1項にございます。この条例は公布の日から施行する、ただし第20条第2項及び附則第9項の改正は27年の4月1日から施行するというので、上の上段の20条の部分については27年の4月からの改正の部分となります。

それから次に、議案書中段の対照表の一番下にありますが、別表第1、3条関係、ちょうど中段、別紙のとおりということで枠組みはありますが、議案と、対照表につつま

しては一番下になります。別表第1(第3条関係)になりますが、これにつきましては13ページから15ページ、議案書で申し上げますと15ページの給料表になります。今回の改定に伴いまして、給与ベースアップ分について、この給与表ですと1級ですと大体最高で1,700円ほど上がります。それで、右側の6級に来ますと、6級の後半になりますと100円のベースアップというふうになっております。それで、先ほど申し上げました平均で0.15月分が引き上げられたということになります。その給料表については、若い層が上がって、55歳以上ですか、が上げ幅が下がっているというような状況になっております。

それでは、議案書中の附則の2項ということで、ちょうど真ん中に2とありますが、この条例による改正後、職員の給与に関する条例の規定は平成26年4月1日から適用になりますということで、4月に遡及するようになります。この2項分については、給料表の部分については4月1日、26年の4月1日にさかのぼって給料表を改正するという、遡及する内容となっております。

次に、議案書中の附則3項、その下になりますが、及び新旧対照表の20条の第9項関係になりますが、一番下のほうになりますが、議案書中の附則3項の、議案書のほうを見てもらいますと附則3項の上に括弧書きで(平成26年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)というふうにあります、今回の改正によりまして通常6月、12月なのですが、12月に支給する勤勉手当は一般職員につきましては0.15月分、改定分を支給しますよ、再任用につきましては0.05月分を引き上げますよという、この条項につきましては特例条項となっております。今回の12月に支給するための特例措置というふうになっております。そういった形で、今回の改正によりまして、職員96人分になります。96人分の改定がございまして、特別職については除いてあります。それで、最高で先ほど申し上げました給料表で言えば1,700円、最低で100円のベースアップ、平均して0.1。これにつきましては、給料、扶養、通勤、期末、寒冷地等々の手当も含むのベースアップ分となります。それで、勤勉手当分につきましては547万円ほど、今度補正予算のほうで出てきますが、勤勉手当は547万円ほどの増額計上になります。給料につきましては、343万6,000円ほどの増額計上となります。それで、今回の補正計上額は895万6,000円の増額計上ということで、今回の給料のベースアップ分と12月に支給される勤勉手当の分での合計額となっております。

以上、説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番(室井亜男君) ちょっとややこしくてわからなかったから聞くのですが、1つは今度の12月からもらえる勤勉手当、それからもう一つは26年の4月1日に改正をした分のさかのぼるということ、期日でこれが2つ。

それから、もう一つは、27年の4月1日から施行する、この3つの日にちがあるわけですが、一つ一つ。今度の12月の勤勉手当、これはわかります。26年の4月からさかのぼるというのは何を指しているのか。それから、来年の27年の4月1日からは何なのか。もう一回この2つに対してもうちょっと皆さん方にわかるようにちょっと教えていただ

きたい。みんなわかるのか。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それでは、大変申しわけございません。この中段の2項がありますよね。2項のこの条例につきましては、これ給料分です。これは平成26年4月1日からということで、この右側の13ページからの給料表につきましては26年4月1日から適用するということで、この給料表につきましては26年4月からの適用になります。

それで、勤勉手当についてなのですが、勤勉手当については先ほど申し上げました、今回の改正によりまして26年度分につきましては12月1日基準日として引き上げ分を、引き上げ分0.15月でしたっけ、その分を6月分も含めて12月に一緒に支給するということです。上がった分を。そして、今度条例の改正、27年の4月1日分につきましては、これは通常6月と12月支給されますので、6月分の支給率、12月の支給率分はこの支給率をもって勤勉手当を支給するという支給率でございます。でよろしいでしょうかね。

○議長（佐藤一美君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） わかったことにしますけれども。

では、ちょっと聞きますけれども、この給与が26年の4月1日にさかのぼることになりますと、例えばこの1級の方が1,700円上がるということは、4月にさかのぼることですから、合計でこの1級の方はどのぐらいになるのか教えていただきたい。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 1級の方で1万5,300円になります。

○8番（室井亜男君） はい、了解。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第68号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤一美君） 日程第3、議案第68号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本案について説明を求めます。

町民課長、星昌彦君。

○町民課長(星昌彦君) それでは、私から議案第68号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定についての件をご説明申し上げます。

議案書17ページ、新旧対照表ですが、4ページをお開きいただきたいと思います。国民健康保険条例の出産育児一時金の改正についての内容でございます。新旧対照中、条例第7条第1項中「39万円」を「40万4,000円」に改めるものでございます。

なお、国より、同条において産科医療補償制度に加入する場合に3万円を超えない範囲については保険者が定める金額を加算することと規定しております。この規定については、新旧対照表でも見ていただくとわかるように、改正はございません。しかし、規則のほうで産科医療制度のほうの掛金については引き下げをなささいということになっておりますので、産科医療補償制度の額3万円が1万6,000円に引き下げられ、この額を基準とする旨の規定がございます。条例上は3万を見直さない、規則のほうでは引き下げというような内容でございます。現在出産育児一時金については、町では42万円を支出してございます、1件当たり。39万円の出産育児一時金については、産科医療補償制度のほうに加入している病院等は3万円の医療制度の加入により42万円になるわけですが、小規模医院、ここでいう小規模医院というのは田島町にある産院、個人で経営されている方、こういう部分になるわけですが、この部分が39万円から1万4,000円引き上げられて40万4,000円となります。産科医療補償制度に加入されている病院等は、基本額40万4,000円に1万6,000円ですから、合計で42万円、変わりはありません。産科医療に加入していない小規模、今申し上げました産院等については、39万が40万4,000円に上がる内容でございます。下郷町の被保険者の方で子供を出産する場合に、全員の方が産科医療補償制度に加入されている病院等で出産しておりますので、これといって被保険者に影響があるということは全くございません。関係法令上が改正され、条例上記載されておりますので、改正が生じた内容でございます。27年1月1日以降の出産から適用するものでございます。

なお、12月5日の開催の第3回国民健康保険運営審議会において適当である旨の答申をいただいておりますことを申し添えます。

以上でございます。

○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。ご質問ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番(室井亜男君) これはわかったのですが、今病院で、大きな病院で出産をする場合にお医者さんに払う金額というのはどのぐらいなのか。これで間に合うのか、足りないのか。これだけ教えていただきたい。

○議長(佐藤一美君) 町民課長、星昌彦君。

○町民課長（星昌彦君） 今現在お支払いしている金額については、42万円では足りません。病院によっても違うのですが、処置によっても違うのですが、およそ44万円から45万円かかっている内容でございます。

以上です。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質疑ありませんか。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） これに関する規則で、12月8日付で規則の廃止というのが掲示板に書かれてありましたが、この条文と今回改正する条例の中に適用される規則であったと思いますが、その廃止に関する理由をお聞かせ願います。

○議長（佐藤一美君） 町民課長、星昌彦君。

○町民課長（星昌彦君） これは、条例にあったものを規則で再掲、同じものを規則のほうで上げてしまったためにその規則を廃止をしたという内容でございます。内容的には同じものを上げてしまったという、規則のほうに上げてしまったものですから、規則のほうを削除しまして、条例のほうを生かしたという内容でございます。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） では、再質問いたします。

確かに私もこれ掲示板で見て気になったので調べたのですが、同じものがあって、廃止されたものはもう3行に満たないような、本当に短い部分だったのです。それで、その削除を忘れたのか、条例の改正によってつけ足したものだとは思っているのですが、それが次の条例の改正か何かで多分その廃止するのを忘れたのかなというふうに理解してよろしいのかどうかちょっとお尋ねします。

○議長（佐藤一美君） 町民課長、星昌彦君。

○町民課長（星昌彦君） 議員おっしゃるとおりでございます。本来なら条例の改正のときに上げて規則に上げないようにするべきものを規則までつくってしまったためにダブってしまったという内容で、今回それを発見したために削除というか、廃止にしたという内容でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第68号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第69号 平成26年度下郷町一般会計補正予算(第4号)

日程第5 議案第70号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第6 議案第71号 平成26年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第7 議案第72号 平成26年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第8 議案第73号 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(佐藤一美君) この際、日程第4、議案第69号 平成26年度下郷町一般会計補正予算(第4号)、日程第5、議案第70号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、日程第6、議案第71号 平成26年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第3号)、日程第7、議案第72号 平成26年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)、日程第8、議案第73号 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の件まで5件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本案について議案の説明を求めます。

議案第69号につきましては総務課長、星敏恵君、議案第70号につきましては町民課長、星昌彦君、議案第71号につきましては健康福祉課長、渡部善一君、議案第72号につきましては建設課長、室井一弘君、議案第73号につきましては産業課長、佐藤壽一君、順次説明を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長(星敏恵君) それでは、私のほうから議案の説明をさせていただきます。

18ページをお開きいただきたいと思います。議案第69号 平成26年度下郷町一般会計補正予算(第4号)についてご説明を申し上げます。

既決予算の総額に2,097万6,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億9,093万3,000円とするものでございます。

23ページをお開きいただきたいと思います。第2表の地方債補正についてでございますが、上の段の過疎対策事業債(一般分)につきましては、雪寒機械整備事業、除雪ドーザ購入の完了に伴いまして1億240万円から9,770万円に、470万円を減額計上するものでございます。下の段の補助・直轄災害復旧事業債につきましては、大松川音金線の補助残の財源といたしまして640万円を増額計上するものでございます。

続いて、27ページをお開きいただきたいと思います。歳入につきましては、1款町税については所得の伸びによりまして1,480万2,000円を増額計上、6款の地方消費税交付

金につきましては、これまでの交付実績に伴いまして559万2,000円の増額計上をするものでございます。

次に、28ページをお開きいただきまして、13款国庫支出金、3目の土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金事業国庫補助金及び防災安全交付金事業国庫補助金についてにつきましては、交付見込みの減額によりまして、合わせて3,401万円を減額計上するものでございます。総務管理費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備補助金として28年1月から番号利用がスタートするためのシステムの整備費として342万9,000円を新たに計上するものでございます。災害復旧費国庫補助金では、大松川音金線の公共土木施設現年災害復旧費補助金として933万8,000円を増額計上するものでございます。

次に、30ページをお開きいただきしたいと思います。17款の繰入金、6目の過疎対策基金繰入金では、地方バス運行委託料の確定に伴いまして、過疎対策基金から繰入金として320万円を増額計上するものでございます。

続きまして、19款、31ページになりますが、諸収入、雑入では平成25年度の療養給付費負担金の確定に伴いまして、支払い超過に伴いまして後期高齢者医療広域連合会償還金として1,125万3,000円を増額計上するものでございます。

続きまして、20款の町債でございますが、先ほど申し上げました過疎対策事業債につきましては、雪寒整備事業の完了に伴いまして470万円の減額、災害復旧事業債につきましては大松川音金線の起債として640万円の増額計上となっております。

続いて、歳出につきましては、32ページになりますが、人件費の予算の計上科目、議会費から教育費までの給料、職員手当、共済費または一般退職手当組合につきましては、職員の給与改定に伴う人件費の増額計上となっております。

それでは、33ページをお開きください。2款の総務費の8目交通対策費の13節地方路線バス運行委託料につきましては、事業の確定に伴いまして267万9,000円の増額計上となっております。同じく19節の野岩鉄道特別負担金につきましては、事業費の減に伴いまして229万8,000円を減額計上となっております。歳入でも説明いたしました諸費になりますが……33ページです。諸費につきましては、社会保障・税番号制度のシステムということで、歳入でも申し上げました委託料につきまして447万3,000円を増額計上してございます。

35ページをお開きいただきしたいと思います。民生費、1目の社会福祉総務費の繰出金につきましては、国民健康保険特別会計繰出金として人件費分と保険税の軽減に係る分、保険基盤安定負担金の再算定に伴いまして334万円を増額計上するものでございます。

続いて、39ページをお開きいただきしたいと思います。6款の農林水産業費でございますが、3目農業振興費の19、負担金補助及び交付金では、会津みなみ農業協同組合へトマト選果場機能増強を図るための事業費として、2億1,150万円に対しまして国と下郷町南会津町、只見町の3町で助成するものでございます。今回下郷町分の補助金として303万1,000円を新たに計上するものでございます。

続いて、41ページをお開きいただきしたいと思います。8款土木費、2目の道路維持費

の13、委託料につきましては、除雪委託料が労務費の単価アップに伴いまして723万6,000円を増額計上してございます。備品購入費につきましては、先ほど申しましたが、除雪機械の購入の完了に伴いまして939万4,000円の減額計上となっております。

続いて、42ページをお開きいただきたいと思います。3の道路新設改良費につきましては、歳入でもご説明いたしました社会資本整備総合交付金事業の国庫補助金の減額に伴い、事業費の組み替えが必要になったことから、委託料を2,000万円減額しまして、工事請負費を1,200万円を増額計上するものでございます。

続いて、飛びまして44ページをお開きいただきたいと思います。教育費、2目の教育振興費では、14節の小学校コンピューターが今年度のリース切れによりまして更新いたしました。リース料が無料期間等があったことから、リース料501万円を減額計上するものでございます。

次に、49ページをお開きいただきたいと思います。飛びます。49ページの11款災害復旧費につきましては、歳入でもご説明申し上げましたが、町道大松川音金線の事業費1,400万円を増額計上するものが主なものでございます。14節の予備費につきましては、613万3,000円を増額計上しまして財源調整するものでございます。

以上の主なものについてご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤一美君） 次に、町民課長、星昌彦君。

○町民課長（星昌彦君） それでは、私のほうから議案第70号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案書の50ページをお開きください。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2,201万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,145万1,000円とする内容でございます。

まず初めに、歳出をご説明申し上げます。議案書57ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、節中の2、給料、3の職員手当、4の共済費、19の負担金等まで4項目については人事院勧告による職員の人件費の増でございます。

それから、13の委託料でございますが、これはシステム改修のデータ部分を改修するというので、国保データベースに組み入れる構築のためでございます。32万4,000円の補正増でございます。

続きまして、2款1項療養諸費、1目の一般被保険者療養給付費については財源内訳の補正でございます。

続きまして、58ページをお開きください。3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等でございますが、これについても財源内訳の補正でございます。

6款介護給付金、1項介護給付金、これについても財源内訳の補正でございます。

続きまして、11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金でございますが、これらについては平成25年度の事業の精算分でございます。1,864万6,000円を返還するための補正増でございます。

続きまして、12款予備費、1項予備費でございますが、これらについて271万6,000円

を増額し、調整を図ったところでございます。予備費総額を2,514万3,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。議案書、前のほうに戻りまして56ページをお開きいただきたいと思います。初めに、4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金でございますが、平成25年度分で超過交付がありましたので、250万7,000円を減額するものでございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金でございますが、これらについては33万1,000円の補正増でございます。これは、先ほどご説明をしました人件費分でございます。

続きまして、2節保険基盤安定繰入金でございますが、これについては再算定によるもので、300万9,000円の補正増でございます。

9款繰入金、2項基金繰入金でございますが、これらについては1,864万の返還金が、先ほどご説明申し上げましたが、生じたので、これの補填のために2,000万ほど取り崩すものでございます。

続きまして、11款諸収入、3項雑入でございますが、国保連合会に積み立てていた基金を県のほうからいただきましたので、各町村に戻したために118万4,000円の補正増になっております。

なお、これらについては、12月5日開催の第3回国民健康保険運営審議会におきまして適当である旨の答申をいただいておりますことを申し添えます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、59ページをお開きください。議案第71号 平成26年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,040万3,000円とする内容でございます。

それでは、66ページをお開きください。3の歳出よりご説明させていただきます。1款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費につきましては17万7,000円の増額計上となっておりますが、これは職員の給与改定に伴います人件費の増額であります。

次に、5款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費の1目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては8万円の増額計上、同じく4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては11万3,000円の増額計上となっておりますが、いずれも職員の給与改定に伴います人件費の増額であります。

続きまして、67ページの8款新予防給付費、1項介護サービス等諸費の1目要支援サービス計画給付費につきましては、職員の給与改定に伴い、人件費2万9,000円を増額計上し、人件費の限度額調整によりまして委託料を2万9,000円減額計上するものでございます。

続いて、予備費でございますが、財源調整によりまして4万1,000円を減額計上するものでございます。

次に、65ページをお開きください。2の歳入についてご説明いたします。3款国庫支

出金、2項国庫補助金及び5款県支出金、2項県補助金につきましては、歳出でご説明申し上げました地域支援事業費の職員の給与改定に伴う人件費増額分として、それぞれ国庫補助金7万6,000円、県補助金3万8,000円を増額計上するものでございます。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金、3目包括的支援事業費等繰入金につきましては3万8,000円を増額計上となっておりますが、これは国庫、県費補助金と同様に地域支援事業費の職員の給与改定に伴う人件費増額分の町負担分であります。

同じく4目その他の一般会計繰入金につきましては17万7,000円を増額計上となっておりますが、これは総務管理費の給与改定によります人件費の増額であります。

以上、介護保険特別会計補正予算の内容でございますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 次に、建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） それでは、議案第72号 26年度下郷町簡易水道特別会計の補正についてご説明申し上げます。

68ページをごらんいただきたいと思います。補正第3号につきましては、歳入歳出総額に変更はございません。

続きまして、72ページをお開きください。今回の主な変更の内容については、人事院勧告による給与の改定に伴う職員の給与の変更のみを補正として提出させていただくものでございまして、財源としては予備費から10万6,000円を減額し、充てるという内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 次に、産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 続きまして、73ページになります。議案第73号 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

77ページをお開きください。歳出でございますけれども、歳出内容は全て給与改定によるものでございまして、その増額補正額9万9,000円、トータル9万9,000円は予備費で調整しておりまして、歳出予算総額に変更はございません。

以上です。

○議長（佐藤一美君） ただいまより休憩します。再開は11時5分とします。（午前10時55分）

○議長（佐藤一美君） 再開いたします。（午前11時05分）

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） それでは、議案第69号の26年度の一般会計補正につきましてご質問いたします。

議案書の28ページの歳入で、国庫支出金の中で社会保障・税番号制度システム整備費補助金として342万9,000円、それが35ページの民生費の中で……違った。失礼しました。

33ページの総務費の中の諸費の委託料、社会保障・税番号制度のシステムの関係の支出

で447万3,000円計上されております。これは、要するにこのシステムをつくる場合に全額国の補助金対象にならないのかどうか。100万ほど町の持ち出しになっているのですが、この国から来る補助金の差額、これはどうなっているのか。

それから、以前住基システムということでいろんな住民票の関係とか、あるいは印鑑証明とる場合にその住基システムも使ってやるような制度がなされましたが、これと何か一体的にこういうもので、含めて要するに納税システムあるいは社会保障の年金関係のも含まれているのだと思いますが、何か紛らわしくて、その制度が煩雑過ぎて大変ですが、一緒にこういうものでこのシステムで、1つのシステムでできないのかどうか、その辺をお伺いいたします。

それから、35ページ、社会福祉の国民年金のことで101万3,000円委託料で、システム改修委託料でのごとございますが、何か何年かに1遍ぐらいこういうシステム改修費で委託料が計上されております。こういう更新する年限というのはあるのかどうか。また、更新するのが、これが全国的に国のその制度の改正とか、あるいはシステム改正とかになって全国的にこういうものが更新するのかどうかお伺いいたします。

それから、ページで申しますと39ページ、農林水産業費の中の農業振興費、要するにトマトの選果場の機能向上対策事業ということで303万1,000円計上されております。これに関しましては、3月JA会津みなみから要望書と申しますか、その内容のものをいただきましたが、2億1,150万の総事業費の中の303万1,000円、町の負担区分、これの根拠はどういうものなのか。また、下郷町には南郷トマトの生産者が何人おられて、作付面積が幾らなのか。また、全体で南会津郡内の南郷トマトの生産者数が何人で、どれだけの量の面積の作付しているのか。

それから、生産量がふえたり、生産者がふえたために、要するに機能をアップするためにラインを新しくまた増設するのか、あるいはその選果ラインが古くなったために全面的に更新するのか、その辺も含めてご説明をお願いいたします。

それから、ページで申しますと41ページ、土木費の道路維持費、除雪の委託料に関しましてお尋ねします。今回723万6,000円が増額額計上されております。この委託料の増額の根拠というのは何なのか。確かに雪寒機械を買う場合にも値段も上がってございます。機械の使用料のアップだと思うのですが、どれだけ、今回の増額で1台当たりの機械の増額幾らになったのか。また、要するにアップ分が幾らか、そして1台当たりの委託費の単価が幾らなのか。要するに機械を込みで委託する場合。また、町の機械を使って委託する場合の人件費が幾らになっているのかをご説明していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それで、第1点目の社会保障番号制度のシステムの整備の補助なのですが、これにつきましては先ほどありました総務省と厚生労働省という形でシステムの分の補助率も分かれております。それで、総務省の部分につきましては、10分の10分もあります。あとそれと3分の2というような補助率もございます。あと、厚

生労働省につきましては3分の2と10分の10ということで、それぞれ項目ごとに補助率が違っていますので、そういった形で項目ごとの補助算定になっているということです。

それで、今回のシステムの内容なのですが、これにつきましても番号法制度に伴いましてプログラムの改修ということで、番号法に伴う税システム関係、あと障害者システム関係、国民健康保険関係、後期高齢、介護、健康管理システムということで、それぞれ分野別に改修費が分かれております。そういった経費の中で、今回447万3,000円改修システムを上げてございます。

それで、下の19番の、19節ですか、33ページの負担金補助交付金につきまして、これは66万3,000円、中間サーバー負担金として、これ国のほうから割り当てがございまして、全国の町村に負担ということで66万3,000円ということで、町村分については10分の10の計上となっております。33ページの委託の分です。その下の19、負担金補助及び交付金とありますが、中間サーバー負担金66万3,000円につきましては10分の10ということで、これは説明しなかったのですが、その分もこの歳入の342万9,000円の補助の中に内訳として入っているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 次に、産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 39ページにかかわりますトマト選果場機能向上対策事業の303万1,000円の補正内容についてお尋ねありました。町の根拠、何人いるか、作付面積と全体の面積何人かと、それから5点目の部分のその機械の内容ということで5点ほどいただきました。

南郷トマトの選果場につきましては、に係る耕作者につきましては全体で122戸、122の農家、面積にして34.11ヘクタール、そのうち本町の生産者は4戸、面積は0.73ヘクタールになってございます。

今回の機械の機械向上対策の部分につきましては、新たにつくるのではなくて、既存の施設も利用しながら、そして今回新たになる部分としまして新しい選果台を設ける、2点目では高度化したセンサーの導入ということでございます。総額2億1,000万円の部分のうち半額、50%の5,250万円……失礼しました。1億550万円は国庫からいただいております。残りを、残りの半額ということで同じく1億550万円になりますけれども、その2分の1を事業者負担ということでJA会津さんになります。そのまた半額の残りの525万円が今回……失礼しました。5,250万円です。5,250万円、4分の1を各町村で負担補助するというふうなことでございまして、その根拠というふうな部分では、3町村でございますけれども、均等割、均等割が10%、それから面積割に45%、戸数割45%というふうな計算でもって先ほどの本町の4戸、それから0.73ヘクタール、それから1割と、5,250万円の部分を計算した結果が300万円ほどというふうなことになってございます。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 町民課長、星昌彦君。

○町民課長（星昌彦君） 35ページのシステムの委託料の関係でございますが、これについては全国的にシステム改修というふうなことで国の動きであります。今回なぜ減額補正

に至ったかということでございますが、これについては町で今全面的な改修システムが、今回業者さんが入りまして、この中にこのシステムの内容がもう既に入っていたということで、国から補助が来るものについて今回は最初から契約の中に、システム改修の中に入っていたということで、この部分が要らなくなったということで減額という内容でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） それでは、除雪の委託料についてご説明申し上げます。

除雪委託料につきましては、民間借り上げと町の町有のドーザを貸し付ける場合とに二通りでやっております。主なもので言いますと、民間借り上げした場合については9トン級のドーザが一番大きいものでございまして、これが25年度は2万2,000円、1時間当たり2万2,000円で借り上げておりました。この2万2,000円につきましては、中身についてはオペレーターの賃金、それから燃料代、修繕料、保険料等を含めて1時間2万2,000円という単価で契約させていただいております。町有の除雪ドーザを貸し付ける場合については、13等級が一番大きいのですが、13トン級のホイール式の除雪ドーザを25年度につきましては1万2,000円で貸し付けております。貸し付けというか、委託させていただいております。この1万2,000円については、当然オペレーターの賃金、それから燃料代、それから保険料等が含まれております。これを26年度には9トン級、民間借り上げの9トン級のドーザでやると2万2,000円から2万5,000円の3,000円のアップということになります。それから、町有のドーザ、13トン級の場合だと1万2,000円から1万4,000円に2,000円のアップということで、トータル、9トン級から5種類ぐらいあるのですが、トータルで18%の単価がアップになったということでございます。当初予算で計上しておりました4,200万の委託料に18%のアップ分を掛けまして、今回の723万6,000円の補正をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤一美君） ご質問ありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 社会保障と税番号ということで、要するにこれはシステムを構築するということですが、例えばそれに対する町民あるいは納税者というのはどういう、納税者の背番号制になって、その背番号が与えられたものが、それで要するに納税するシステムになるのかあるいは国民健康保険の納税、あるいは国民年金の受給関係もそういった個人の番号制で、全てそのシステムで対応できるようになるのか、その辺。また、これに対するいろいろ、要するに国民背番号制で全て100%管理されてしまうということではいろいろな問題もあるのではないかとというようなこともあるのですが、これから想定される問題等があったらばどのようなことが起きる可能性があるのか、その辺もお伺いいたします。

それから、除雪費の増額でございますが、人件費あるいは修理代、保険代等を含めて、燃料代を含めてのアップということでございますが、その契約の中の人件費の分も当然、要するに契約の内容の中にも入っていると思うのですが、人件費のアップもそこに入っ

ていると思うのですが、その辺がどうなっているのか、また再度質問したいと思います。
トータルに、民間借り上げの9トン級ですとトータルで3,000円上がったというのですけれども、そこにはやっぱり人件費の増加分も入っているのか含めてお尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それで、社会保障・税番号制度の関係につきましては、今ほど質問ございました社会保障分野、年金分野、労働分野、福祉、医療、その他の分野、あとそれと税分野、災害対策分野ということで、いろんなもうトータルの分野の中で番号法、番号制になってくるということです。

それで、カードについては、来年付番されまして、その後28年の1月から番号が使えるというような形になると思うのですが。

それで、この情報管理ということなのですが、これにつきましては個人情報保護というのが一番の情報を出す上で番号が統一されている上で問題なのかなというふうに思いますが、これにつきましては各情報を引き出すについてもおのおのの条例化しながらそれを厳格に守っていくというような形になってくるかと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤一美君） 建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） 今ほどの質問なのですが、先ほど申しあげましたように民間借り上げの単価の中には賃金、燃料、それから修繕料、保険料が含まれるということでトータル3,000円のアップと申しあげましたが、申しわけございませんが、今詳細なその内訳の資料は手元にありませんので、はっきりは申せませんが、上がる要素としてはほぼ人件費だけがその大きな要素を占めているというふうに思われます。お願いします。

○議長（佐藤一美君） 質疑ありませんか。

3番、佐藤勤君。

○3番（佐藤勤君） 4件ばかり簡単に質問させていただきます。

いずれにしても、69号の議案でございますけれども、ページ27をお開きください。そのところで、町税及び地方消費税の交付金の見込みというのがありますけれども、この補正増はどこにその要因があるのかをちょっとお知らせいただきたいと思ひます。

それから次に、39ページをお開きください。その中で、国土調査費の中でございますけれども、委託料がマイナスの153万9,000円ということになっておりますけれども、普通委託料なんていうのはプラスになるのが普通だと思ひますけれども、これマイナスになった要因は何であるかをちょっとお聞きします。

それから、42ページをお開きください。ここの道路改良のあたり、新設改良費のところ、節のところの委託料が測量設計でマイナス2,000万ですか、にありますね。それとあと、そのかわりにその下の節の15番が工事費として1,200万が計上されておりますが、この理由をちょっとお聞かせ願ひたいと思ひます。

それから、もう一点、49ページでございますけれども、その中で公共土木施設災害復旧費の中で、節の15番のところ、1,400万、災害復旧工事費のところでございますけれども

も、これ大松川音金線と連絡ありましたけれども、小坂橋のあたりのところでございますでしょうか。そこであれば、通常の通行可能になるのはいつごろなのかもちよっとお示し願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それでは、27ページの地方消費税交付金につきましてご説明させていただきます。

これにつきましては、県からの配分という形になります。それで、県のほう、消費税が伸びたということになるかと思うのですが、今まで交付された分の中での見込みでございます。今後12月と3月が交付される予定になっておりますので、この数字について若干増額に今後なってくるのかなというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤一美君） 産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 39ページの国土調査費の委託に係る減額の中身ということでございますけれども、これは委託の請負の差額でございます。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） それでは、42ページの道路新設改良費の委託料、減額2,000万についてご説明させていただきます。

この2,000万は、国庫補助金を伴って計画しておりました防災安全交付金事業、落合音金線の舗装補修工事なのですが、歳入でも申し上げましたように社会資本整備総合交付金ともに、防災・安全交付金事業ともに減額の内示がありました。それで、防災安全交付金事業につきましては、1,868万円を減額させていただきました。その事業費の組み替えに伴いまして、当初計画しておりました落合音金線の舗装補修工事を今年度取りやめたということで委託費2,000万を計上したものでございます。その下の工事費1,200万につきましては、社会資本整備総合交付金事業で予定しておりました落合音金線の凍上対策事業の部分の交付金を満額使うためにこちらのほうで1,200万を増額し、交付金を消化するというようなことで、ここに1,200万円を計上させていただいたものでございます。

それから、49ページ、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費でございますが、佐藤議員の申されるとおりでございます。大松川音金線の小坂橋の工事でございます。この工事については、この議会後に予算をいただいて、これから発注に入りますので、工期的には5カ月から6カ月ほど予定はしております。ただ、この雪ですので、ちょっと若干延びるのかなと思いますので、明確にはいつごろ終わるかということは申し上げることはできません。ただ、一定の工事にめどがつかましたら、通行は片道通行なりして住民の生活に支障を来さないような方法を検討するという事は考えております。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤一美君） いいですか。

（何事か声あり）

○議長（佐藤一美君） 産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 1点つけ加えさせていただきます。

先ほどの地積の測量委託料の減額の部分ですけれども、請け差もございませうけれども、一部枝松地区におきまして若干の工事を進める上で困難がございましたので、一部のみまだ進んでいないところありますけれども、それは前に進めないというふうな状況ですので、そういったことも含まれておりますので、申し添えます。

以上です。

○議長（佐藤一美君） はい。

○3番（佐藤勤君） いわゆる測量の面積が減ったということでございませうね。それで、委託料が下がったということですね。それで判断してよろしいですか。

○議長（佐藤一美君） 産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 一部ではございませうけれども、そういった面もあるということでございます。

○3番（佐藤勤君） わかりました。

○議長（佐藤一美君） いいですか。

○3番（佐藤勤君） はい。

○議長（佐藤一美君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 二、三ちょっと聞いてみたいと思うのですが、33ページの財産管理費の中で公課費、自動車重量税1万円。自動車重量税なんかは、車検をとる場合に新年度予算で一応とるとは思うのですが、もう一つは1万円という重量税というのは何の自動車なのか。例えば軽自動車の場合だと、古い車だと8,800円、7,800円、今のものだと6,600円ぐらいになるのですね。そうすると、これ1万円というのはちょっと該当しないですね。そういうようなことで、この自動車重量税というものがどこに該当するのかひとつ教えていただきたい。

それと同じく43ページに、ここにも消防費のところ公課費、自動車重量税というのがある。ここは、さらにはまた4,000円ということなのだ。4,000円という重量税というのは何に該当するのかなど。軽自動車が一番安くたって6,600円の該当。何かこれちょっと重量税、車検をとる場合に何の重量税なのか。ちょっと見当たらない頭をひねるような重量税でございませうので、ひとつ教えていただきたい。

重量税はそのぐらいにしまして、33ページに戻りますが、交通対策費として地方路線バス運行委託料が267万9,000円。なぜ増額になったのか。新年度予算に赤字路線バスということで予算をとってあるわけですが、なぜ委託料というものが上がったのか。さらには、野岩鉄道特別負担金がここでこの交通費を考えた場合に229万8,000円。ここは下がっているのですね。なぜこれ下がったり上がったりしているのか、中身というものをひとつ教えていただければありがたいかなど。

それから、17番のふるさと応援基金というのは、私の解釈ではふるさと納税だと思うのですが、この32万ということで今までふるさと応援基金というものがこの32万で何件から、何人分からもらったのか。合計の基金というものはどのぐらいになったのかひとつ教えていただければありがたいかなど。

それから、37ページの臨時雇用賃金でもごう保育所でございますが、128万1,000円、月10万ぐらいの臨時雇用ということで、これは何かやめて、産休で休んでいたものを臨時雇って、さらには今ここでやめられたのかなということであると思うのですが、なぜなのかひとつ教えていただければありがたいかなと。

先ほど除雪のもので単価はわかったわけでございますが、そこに付随しまして、これだけ民間の1時間当たりも3,000円も上がったし、さらには町の機械で借りている人も2,000円も上がったということならば、今回の2日間で除雪の絡みで非常に私らのところに苦情がちょっと来ております。朝が遅いとか、それから通学まで間に合わなかったとか、何か今回の除雪が少し苦情の電話がちょっと多かった。私のところにも多かった。多分町長あたりのところへも多かったのではないかと思います。ひとつ万全な体制で指令を、もう一回肝に銘じて指令をかけていただければありがたいかなと思います。

その除雪はどのようになっているのか、これだけ教えていただきたい。例えば10センチになったら出るとか。何かあると思うのですよね、目安というものが。それで、例えばそのブルさんにどこで誰が電話をしたり、出動命令をかけるのか、そのシステムというのを教えていただきたい。昔は広域消防あたりにひとつ頼んでおいてこのぐらいになったら教えてくださいとかいろいろなことがあったみたいですが、どのようなことで出られるのか、その出動体制の形というものを少し見えるようにちょっと教えていただければありがたいかな。

以上、もっと聞きたいことありますけれども、以上にしたいと思いますが、よろしくどうかお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 重量税の関係でございますが、重量税の1万円につきましては当初予算から計上しているわけなのですが、その計上が1万9,400円を当初計上しまして、それで2万8,700円の重量税が生じるということで、この分9,300円、1万円を今回の増額計上として上げさせていただきました。総務課のこの部分については、各町役場の公用自動車ということで全てここで管理していますので、その1台分が予算不足を生じたということです。ご了承いただきたいと思います。

○議長（佐藤一美君） 町民課長、星昌彦君。

○町民課長（星昌彦君） 先ほどの消防費の4,000円についても同様でございます。消防自動車の関係でございます。

続きまして、33ページの委託料、それから負担金の補助は増減はどうしたのかというおただしの件でございますが、まず会津バスの場合10月1日から9月30日が運行年度となっておりますので、ここで精算が出てまいります。このために、精算をします……当初で2,770万5,000円ほどとっておったわけですが、不足額が生じまして、精算の結果3,038万4,000円になったものですから、その不足分267万9,000円を今回補正をお願いするものでございます。

あと、19の負担金補助及び交付金でございますが、26年度に野岩線で列車集中自動制

御装置、CTCを1年単独でやるわけでしたが、これが国の補助金が40%もカットになったために事業費を見直してございます。当初1億6,300万円ほど見ておったわけですが、事業費が1億354万円になってしましまして、これの負担、下郷町で持つ負担金額が3.9%というようなことで、当初629万7,000円だったものが今回399万9,000円というようなことで、229万8,000円ほど減額今回させていただいた内容でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 税務課長、室井孝宏君。

○税務課長（室井孝宏君） それでは、33ページのふるさと応援基金積立金の質問でございますが、名称につきましてはふるさと納税という形の名称になります。このふるさと応援基金積立金というのは、町の基金条例の名称でございます。金額につきましては、平成26年度が6件の42万円、ふるさと応援寄附金の額につきましては平成20年度から始まっているのですが、合計で39件で211万円という形になっております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、37ページのしもごう保育所費の賃金の関係でのご質問でございますが、平成25年度の保育士関係でございますが、正職員が7名、臨時職員が10名ございました。26年度正職員が1人ふえまして8名、臨時職員が1人減りまして9名ということで、総体的には17名で変わらないのでございますが、臨時職員1名減ってございますので、その分の減額ということでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） それでは、今回の大雪で町民の皆さんに大変ご迷惑をおかけしましたこと、まずおわび申し上げます。

それで、除雪体制の件でございますが、まず積雪が10センチになれば出動するという原則論がございます。ただ、その路線ごとについて除雪に出るかどうかの判断は、最初は委託業者が判断するというようになっております。各路線で沢ごとの路線が多いものですから、ここで一定の判断をし、その山間部との差がございますので、原則は10センチなのですが、出る出ないは委託先の業者にお任せしております。ただ、業者のほうでも終わったと、その後またどさっと降ったというような、今回もあるのですが、除雪後にまだ降って役場のほうに除雪してくれというような苦情の電話があった場合については、町のほうから再度委託業者のほうに除雪を指示するという体制をとっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） ちょっと納得いかないのがまず1つあるわけですが、まずこの重量税というのが1つ納得いかない。ですから、例えば1万円とったのに対しては、私の聞いていることは何の自動車なのだという。1万円という重量税はないのです。

もう一つは、先ほど言った同様ですということでは、4,000円という重量税はないのです。ですから、何の重量税なのか。だから、細かいから、あなたたち

よろちよろしてしまうというようなことではなく、きちっとやっぱりね。重量税ならば、車検というものは新年度予算に組み込まれているわけですね。組み込まれるでしょう。自賠責は幾ら、重量税は幾ら、そういうようなことはとられているわけですね。それで、途中でこういうふうに重量税というのは、車検というものはわかっているにもかかわらず1枚1万円という重量税。我々1万円という重量税はないのです。軽自動車、先ほども申しましたけれども、8,800円が古い車、次は7,800円、新しい車で6,600円が重量税なのです。ですから、4,000円という重量税はないのですよ。町の税金、軽自動車だと4,000円というのは軽トラックございます。だから、そういうふうにしてただ、ちよろちよろと同様ですとか、すったのこけだのとごまかさないで、きちっとここはこういうふうなことですよという我々にわかるようにひとつ教えていただければありがたいのかな。

次に、ふるさと納税というものが22年度から26年まで約5年間で約39件、そうしますと約8件、211万何がしということでございまして、非常に金額として少ない。今回の湯川村さんが3万以上の寄附納税をした場合にはコシヒカリ1俵上げますよと。米は安いから、ちょうどよかったなと私は思っているのですが、やはりうちの町も何か、あそこは1億ですか、湯川村は入ったのはね、そういうようなことを考えた場合に、もう少し下郷の米というか、そういうようなものも農協から買ってきてやるという方法も一つの方法ですが、町長、寄附3万円やったらばうちもこういうふうなのをやりますよと何かやっぱりやって、たったの210万、5年間で、それも32万ぐらいではなく、もっとやっぱりこの金額はことし32万だったらばその32万をそっくり返してもいいと、そして倍ぐらいもらうのだと、こういうふうな気持ちも一つの方法なのかな。もっとやっぱり高い金額を預けるといふ、そういうような方法をひとつしていただければありがたいのかなということで、町長、ひとつここら辺に対してはこのふるさと納税に対して少し考えるということがあれば一つ一つ答弁をしていただければありがたいかなと。

それから、臨時雇用賃金はわかりましたけれども、除雪の体制でございまして、中身は全部わかりました。例えば1つだけ聞きたいのですが、雪が降らなかったという場合によく、車検はやってチェーンをかけて準備はしておくのですよというようなことがあって、よく委託費というものが昔騒がれたことがあるのです。途中から委託費というか、そういう準備をした業者、ブルに対しては委託費というものは払っているということを知ったのですが、今も払うのですか。その1点だけお聞きします。

○議長（佐藤一美君） 税務課長、室井孝宏君。

○税務課長（室井孝宏君） それでは、ふるさと納税につきましてお答えしたいと思います。

今室井議員から平成22年と言いましたけれども、平成20年度から始まりまして、39件の211万。あと、ふるさと納税によるふるさとの産品関係につきましては、本日の民友新聞にふるさと納税に申告不要という大きい1面できょう出ていました。ふるさと納税の制度が改正される予定というか、今提案されております。その中には、自治体が返礼として送る特産品競争が激化しないよう国が通知して自制を促す仕組みも盛り込みたいという内容も入っています。あと、今までは所得税と住民税から納税の分が減額になったわけなのですが、今回この改正案が通りますと住民税のみの改正案というか、いろんな

面の改正案ございます。それらも含めまして、ふるさと納税につきましてはこれらが確定次第ふるさと納税の返品につきましても検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 町民課長、星昌彦君。

○町民課長（星昌彦君） ただいまの43ページの公課費4,000円のご質問だと思いますが、実は今年度、消防自動車の関係ですが、15台を車検予定しております。ことしの2月に重量税の改正があったのですが、ずっと車検等をやってはきたのですが、残り今4台ほど枝松、中妻、湯野上、落合が今後実施される予定ですが、当初55万1,000円をとっておりました。ところが、この26年の2月の改正のために4,000円ほど少なくなってきたものですから、今回補正をお願いした内容でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） それでは、今議員の質問についてお答えします。

多分議員の言われているものは待機料という項目だと思います。申しわけございません。私は、今までそういうやつを予算計上という、見たことはないので、今でも払っているのかどうか後で報告させていただきます。申しわけございません。

○議長（佐藤一美君） 町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、ふるさと納税の関係に最後にお答えしますけれども、国で改正される分は了解しますけれども、以外については十分な措置を講じていきたい。26年は少なかったのですけれども、予算、今後やっぱり協力していただくということには変わりはないので、ご了解願いたいと。

以上です。

○議長（佐藤一美君） ほかにございませんか。

総務課長、星敏恵君。

（「重量税」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 重量税ちょっと説明して。

（「公課の重量税1万円」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 総務課の計上している重量税につきましては、全部で15台でございます。その中で、当初予算で28万を計上してございます。その28万の中で、来年の2月に車検をする、これはバスですね、2月23日に車検満了ということで車検を受けるわけなのですが、それで12月に精査したところ、2万8,700円バスのほうの重量税がかかってくるわけです。それで、当初予算と比較して1万9,400円ほど不足するというところで、その分を今回補正、増額計上ということで……済みません、9,300円です。増額になるということで今回1万円の増額計上で、補正で計上してございます。よろしく願います。

○議長（佐藤一美君） いいですか。

○8番（室井重男君） はい、了解。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ありませんか。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） では、3点ご質問いたします。

まず、財産収入30ページの土地の売払収入、これはどのような土地なのかご説明お願いいたします。

それから、33ページの文書広報費の需用費の防災行政無線に対する光熱水費の補正、これの理由をお願いいたします。

それから、同じページの先ほどの社会保障のシステムの間接サーバー負担金というのございましたけれども、ここでこの中間サーバーを入れることで本来のサーバーとの接続の仕方とか、それから停電時の対応とかどういうふうになっているのかお聞きいたします。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それで、財産収入の不動産売払収入でございますが、土地売払収入につきましては県道拡幅に伴う土地売買ということで、あと物件移転補償ということで85万4,865円、これ戸赤の分校の前の道路の改修の土地買収でございます。

それと、中間サーバーの関係なのですが、これについては今、今度の次期システムでは自庁型からサーバーのほうを会社のほうに一括管理になりますので、この中間サーバーについては独自になると思います。また、この分の中間サーバーについては全国統一の中間サーバーということになりますので、これ県から、国からの指示の中でサーバーは設置されるのかなというふうに思われますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤一美君） 町民課長、星昌彦君。

○町民課長（星昌彦君） 33ページの需用費の光熱水費の関係でございますが、電気料でございます。これについて当初19万円ほど防災行政無線でとったわけですが、不足が生じたということで……電気料の改正もございまして、当初予算より多く支出するというようなことで今回補正をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 電気料改正で余計な電気料がかかったということですが、実際現在その防災行政無線というのはいろんな種類や機械があるのでしょうか。どのような機械が。携帯、固定型と持ち運びできるやつとあると思うのですが、その台数ですか。

それから、このサーバーの関係ですが、これはそうするとこのシステム上直接国の機関にネットを経由して行くので、町のサーバーとは接続がされていないという理解でよろしいのでしょうか。お願いします。

○議長（佐藤一美君） 町民課長、星昌彦君。

○町民課長（星昌彦君） 台数については、ちょっと今資料ありませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

今国のほうと直接つながっているのかどうかという内容についてもちょっと資料を持

ち合わせておりませんので、後ほど答弁したいと思います。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） この中間サーバーにつきましては、国のほうの番号法の制度自体がおくれている部分があるのです。それで、その中でまだ定まらない部分はあるのですが、今のシステムと全くほかというふうな形になるかと思えます。

○7番（猪股謙喜君） はい、了解。

○議長（佐藤一美君） いいですか。ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） これで討論を終わります。

これから議案第69号 平成26年度下郷町一般会計補正予算（第4号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第70号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第71号 平成26年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第72号 平成26年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第73号 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

間もなく昼食の時間となりますが、このまま会議を続行したいと思います。ご協力をお願いします。

日程第9 議員提出議案第6号 労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書の提出について

○議長(佐藤一美君) 日程第9、議員提出議案第6号 労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第6号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議員提出議案第6号 労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成26年第4回下郷町議会定例会を閉会いたします。（午後 零時04分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年12月19日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員